2009年度　VCCI 規程集改訂内容

技術専門委員会

規約･規程類改訂 WG

2009年4月1日

規約・規程類改訂 WG.

運-1	Ｖ－２／２００８．０４ **自主規制措置運用規程** 1986.03.27 制　 定 2008.04.01 改訂 19 版 2008.04.01 適用開始	Ｖ－２／２００９．０４ **自主規制措置運用規程** 1986.03.27 制　 定 2009.04.01 改訂 20 版 2009.04.01 適用開始	
運-1	（目　的） 第 １ 条　この規程は，無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのある情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）から発生する妨害波を抑制し，健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。 　情報処理装置等電波障害自主規制協議会（Voluntary Control Council for Interference by Information Technology Equipment，ＶＣＣＩ，以下「協議会」という）は，会員が自主的に前記目的を達成するための自主規制措置の運用規程を以下のように定めた。	（目　的） 第 １ 条　この規程は，無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのある情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）から発生する妨害波を抑制し，健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。 　ＶＣＣＩ協会（Voluntary Council，以下「協会」という）は，会員が自主的に前記目的を達成するための自主規制措置の運用規程を以下のように定めた。	協会名変更
運-3	（技術基準） 第 ６ 条　会員は，情報技術装置からの妨害波に対する許容値，測定法及び測定設備等に対する技術条件に関し，協議会が制定するこの規程の一部を構成する付則１「技術基準」に従わなければならない。付則１「技術基準」は，ＩＥＣ／ＣＩＳＰＲ規格を基本とし，原則として情報通信審議会の答申に基づいて作成される。	（技術基準） 第 ６ 条　会員は，情報技術装置からの妨害波に対する許容値，測定法及び測定設備等に対する技術条件に関し，協会が制定するこの規程の一部を構成する付則１「技術基準」に従わなければならない。付則１「技術基準」は，ＩＥＣ／ＣＩＳＰＲ規格を基本とし，原則として情報通信審議会の答申に基づいて作成される。	協会名変更

運-3	（測定設備等の登録） 第　７　条　会員は，情報技術装置からの妨害波に関する適合確認のための試験に用いる測定設備等を運用するにあたっては，この規程の一部を構成する付則２「測定設備等の登録に関する規程」に従い，協議会に当該測定設備等の登録手続きを行わなければならない。	（測定設備等の登録） 第　７　条　会員は，情報技術装置からの妨害波に関する適合確認のための試験に用いる測定設備等を運用するにあたっては，この規程の一部を構成する付則２「測定設備等の登録に関する規程」に従い，協会に当該測定設備等の登録手続きを行わなければならない。	協会名変更
運-4	（許容値への適合の確認） 第　８　条　会員は, 会員が情報技術装置を出荷するのに先だって，協議会に登録済みの測定設備等を使用して付則１「技術基準」に従い，情報技術装置からの妨害波を測定し，規定の許容値を満たしていることを確認しなければならない。 また、適合確認試験データに影響があるような設計変更・生産方式の変更等が行われた時には、許容値への適合の確認を行わなければならない。	（許容値への適合の確認） 第　８　条　会員は, 会員が情報技術装置を出荷するのに先だって，協会に登録済みの測定設備等を使用して付則１「技術基準」に従い，情報技術装置からの妨害波を測定し，規定の許容値を満たしていることを確認しなければならない。 また、適合確認試験データに影響があるような設計変更・生産方式の変更等が行われた時には、許容値への適合の確認を行わなければならない。	協会名変更

運-4	（適合確認の届出） 第 ９ 条　適合確認届出，受理，届出方法，届出者，ならびにオプションの適合確認届出は以下によること。 ３．届出方法 （１）インターネットによる方法 協議会のホームページにアクセスし，適合確認届出欄をクリックすることにより届け出する方法である。ホームページからの指示に従って様式１～２の内容にもとづいて必要事項を記入し届け出なければならない。様式５については（２）の方法によること。 （２）適合確認届出書による方法 適合確認届出書を様式１～２，又は様式５に従い作成しなければならない。 適合確認届出書は２部（１部原本，１部コピー）作成し，届出者の宛先を記入した受理証明書返信用の封筒を１枚同封すること。	（適合確認の届出） 第 ９ 条　適合確認届出，受理，届出方法，届出者，ならびにオプションの適合確認届出は以下によること。 ３．届出方法 インターネットによる方法とする。 協議会のホームページにアクセスし，適合確認届出欄をクリックすることにより届け出する方法である。ホームページからの指示に従って様式１～２の内容にもとづいて必要事項を記入し届け出なければならない。	書類による届出の廃止。 様式５については様式１を使用する。

運-5	（取扱説明書等への記載） 第 11 条　会員は，届け出た情報技術装置に関し，以下に示す文言を取扱説明書等に記載しなければならない。ただし、クラスＢ情報技術装置については、省略することが出来る。 　又，会員は，使用者の設置場所で測定し届け出た情報技術装置に関して，下記に示す文言をその使用者宛取扱説明書等に追記載しなければならない。 １．クラスＡ情報技術装置 この装置は，情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。 ２．クラスＢ情報技術装置 この装置は，情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＢ情報技術装置です。この装置は，家庭環境で使用することを目的としていますが，この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると，受信障害を引き起こすことがあります。 　取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。	（取扱説明書等への記載） 第１１条　会員は、届け出た情報技術装置に関し、以下に示す文言を取扱説明書等に記載しなければならない。ただし、クラスＢ情報技術装置については、省略することが出来る。 　又、会員は、使用者の設置場所で測定し届け出た情報技術装置に関して、下記に示す文言をその使用者宛取扱説明書等に追記載しなければならない。 １．クラスＡ情報技術装置 この装置は、クラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者は適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。 VCCI-A ２．クラスＢ情報技術装置 この装置は、クラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい VCCI-B	名称削除 クラス追加 名称削除 クラス追加

	３．使用者の設置場所での測定により届け出た装置 この装置は，現在設置されている場所で妨害波の測定がされた情報技術装置であり，情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に適合しています。従って，現在設置されている場所以外で使用する場合は，再び妨害波を測定し，ＶＣＣＩに届出をしなければなりません	３．使用者の設置場所での測定により届け出た装置 この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がなされた情報技術装置であり、ＶＣＣＩ協会の基準に適合しています。従って、現在設置されている場所以外で使用する場合は、再び妨害波を測定し、ＶＣＣＩ協会に届出をしなければなりません。 ５．移行処置 (１)2010 年３月以前に適合確認届出した（する）装置： １～４項に記載する文言のうち、従来使っていた下記文言を使うことができる・ クラスＡ情報技術装置 この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)の基準に基づくクラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者は適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。 クラスＢ情報技術装置 この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)の基準に基づくクラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。 取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。	名称変更 名称変更 追加

		使用者の設置場所での測定により届け出た装置 この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がなされた情報技術装置であり、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)の基準に適合しています。 従って、現在設置されている場所以外で使用する場合は、再び妨害波を測定し、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(ＶＣＣＩ)に届出をしなければなりません。 （２）2010 年４月以降新規に適合確認届出する装置： 上記１～４項の文言を適用する。	

技-1	1．目的，適用範囲 情報技術装置の 1GHz 超の放射妨害波の許容値は、2010 年 4 月から適用を開始する。	1．目的，適用範囲 情報技術装置の 1GHz 超の放射妨害波の許容値は、2010 年 10 月から適用を開始する。	変更
技-2	3．用語の定義	3．用語の定義 3．5　通信ポート 複数利用者に直接接続する広域電気通信ネットワーク（例：公衆電気通信ネットワーク(ＰＳＴＮ)、ＩＳＤＮ、ｘＤＳＬ他）、ローカルエリアネットワーク（例：イーサネット、トークンリング他）および類似のネットワークに接続することを意図して音声、データ、信号伝送を行うための接続ポイント。 注；試験システムにおいて各機器間を相互接続するポート(例：ＲＳ２３２、ＩＥＥＥ規格１２８４（パラレルプリンター)、ＵＳＢ、ＩＥＥＥ規格１３９４（Ｆｉｒｅ　Ｗｉｒｅ）、ＨＤＭＩ、他）は、本項の通信ポートに該当しない。	追加
	3．5　通信ポート伝導妨害波 供試装置（Equipment Under Test：ＥＵＴ）の通信ポートに誘起される高周波の電圧または電流。	３．６　通信ポート伝導妨害波 供試装置（Equipment Under Test：ＥＵＴ）の通信ポートに誘起される高周波の電圧または電流。	項番変更
	３．６　多機能装置(マルチファンクション装置) 本規格(本技術基準)および他規格(音声・映像装置等)に該当する二つまたはそれ以上の機能が同一ユニット内に含まれる情報処理装置等。	3．7　多機能装置（マルチファンクション装置） 本規格（本技術基準）および他規格（音声・映像装置等）に該当する二つまたはそれ以上の機能が同一ユニット内に含まれる情報処理装置等。	項番変更

	注：この例としては、 －通信機能付きパーソナルコンピュータ －放送受信機能付きパーソナルコンピュータ －計測機能付きパーソナルコンピュータ等がある。	注：この例としては、 －通信機能付きパーソナルコンピュータ －放送受信機能付きパーソナルコンピュータ －計測機能付きパーソナルコンピュタ等がある。 3．8　周辺装置 周辺装置とは代表的な使用例に従って供試装置を構成し、組み合わせて配置し動作させる場合のホスト装置以外の装置 3．9　補助/対向装置 補助/対向装置とは電気通信ネットワーク（例：公衆電気通信ネットワーク、ISDN）、ローカルエリアネットワーク　LAN（例：イーサネット、トークンリング）および類似のネットワークを介して接続される装置	 追加 追加
技-7	表4．7－測定距離3mでのクラスA情報技術装置の放射妨害波の許容値	表4．7－測定距離3mでのクラスA情報技術装置の放射妨害波の許容値	追加

周波数範囲 GHz	平均値許容値 dB（μV／m）	尖頭値許容値 dB（μV／m）	周波数範囲 GHz	平均値許容値 dB（μV／m）	尖頭値許容値 dB（μV／m）
1～3	56	76	1～3	56	76
3～6	60	80	3～6	60	80

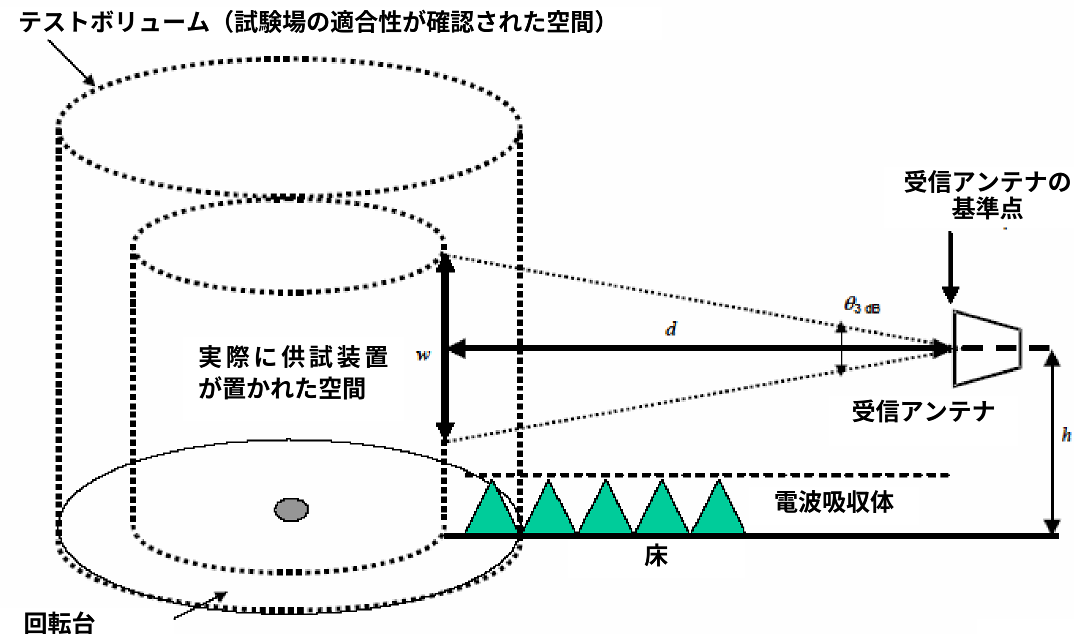
<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td colspan="3">注 1)周波数の境界では低い方の許容値を適用する。</td><td colspan="3">注 1) 周波数の境界では低い方の許容値を適用する。
2) 1μV/m を 0 dB とする。
3) 尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4) 3m 以外の測定距離(d)の場合は以下の換算式を使用する。
$E_{3m}=E_{dm}+20\log_{10}(d/3)$ dBuV/m d:測定距離(m)</td><td>追加</td></tr>
<tr><td colspan="3">表4．8－測定距離3mでのクラス B 情報技術装置の放射妨害波の許容値</td><td colspan="3">表4．8－測定距離3mでのクラス B 情報技術装置の放射妨害波の許容値</td><td></td></tr>
<tr><td>周波数範囲
GHz</td><td>平均値許容値
dB（μV／m）</td><td>尖頭値許容値
dB（μV／m）</td><td>周波数範囲
GHz</td><td>平均値許容値
dB（μV／m）</td><td>尖頭値許容値
dB（μV／m）</td><td></td></tr>
<tr><td>1～3</td><td>50</td><td>70</td><td>1～3</td><td>50</td><td>70</td><td></td></tr>
<tr><td>3～6</td><td>54</td><td>74</td><td>3～6</td><td>54</td><td>74</td><td>追加</td></tr>
<tr><td colspan="3">注 1)周波数の境界では低い方の許容値を適用する。</td><td colspan="3">注 1) 周波数の境界では低い方の許容値を適用する。
2) 1μV/m を 0 dB とする。
3) 尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4) 3m 以外の測定距離(d)の場合は以下の換算式を使用する。
$E_{3m}=E_{dm}+20\log_{10}(d/3)$ dBuV/m d:測定距離(m)</td><td></td></tr>
</table>

技-	5．3．4 1GHz 以上の電界強度測定用試験場 電界強度測定用試験場は、付属文書VIに示す無反射（自由空間）条件のうち、1GHz～6GHz における適合性の評価基準を満たすこと。これらの条件を満たすには、試験場の床面に電波吸収体を敷くか、供試装置の高さを上げる必要がある。 付属文書VI 1GHz 超における電界強度測定用試験場 を参照のこと。	5．3．4 1GHz 超の電界強度測定用試験場 1GHz 超の電界強度測定用試験場は、付属文書VI 2.1項の要求事項を満足すること。 供試装置を設置するため、試験場の適合性確認の時に敷いた床置き電波吸収体の一部を取り外して妨害波測定を実施しても良い。	変更
技-26	6．1．3 供試装置の構成 (6) 電源がホスト機器から供給される情報技術装置も含め，機能的に他の情報技術装置と相互に影響しあう供試装置の場合，代表的な動作状態を得るため，実際にインタフェース機能をもつ情報技術装置又はシミュレータのいずれかを使用することができる。ただし，シミュレータを使用する場合，シミュレータの影響を分離できるか又は確認出来ることが望ましい。（注） 情報技術装置が他の情報技術装置に対してホスト装置になるように設計されている場合，ホストとなる情報技術装置は，通常の条件の下でホスト装置として動作するように接続しなければならない。 （注）供試装置とシミュレータとの組み合わされた妨害波が許容値を満足する場合は，分離又は確認できなくても良い。	6．1．3 供試装置の構成 (6) 電源がホスト機器から供給される情報技術装置も含め，機能的に他の情報技術装置と相互に影響しあう供試装置の場合，代表的な動作状態を得るため，実際にインタフェース機能をもつ情報技術装置又はシミュレータのいずれかを使用することができる。ただし，シミュレータを使用する場合，シミュレータの影響を分離できるか又は確認出来ること。（注） 情報技術装置が他の情報技術装置に対してホスト装置になるように設計されている場合，ホストとなる情報技術装置は，通常の条件の下でホスト装置として動作するように接続しなければならない。 （注）供試装置とシミュレータとの組み合わされた妨害波が許容値を満足する場合は，分離又は確認できなくても良い。	削除

技 -48	**6．5．2　1GHz 超の妨害波電界強度の測定法** **6．5．2．1　測定量** **6．5．2．2　測定距離**	**6．5．2　1GHz 超の妨害波電界強度の測定法** **6．5．2．1　測定量** **測定する量は、測定距離の位置における供試装置から放射された妨害波の電界強度である。測定結果は、電界強度の単位[dBμV/m]で表現すること。** **6．5．2．2　測定距離** **供試装置から放射される電界強度の測定距離は 3m を推奨する。** **測定距離*d*は、供試装置の外周と受信アンテナ基準点の間の水平距離である(図6.13参照)。供試装置は、ケーブルラックおよび支持設備や外部（上下左右）に接続されるケーブルのうち長さ30cm分を含む供試装置のすべての部分を包含する。** **以下のような状況では、他の距離を適用できる。** **ただし、推奨測定距離3m以外で測定を行う場合(下記1)、2)参照)、距離を短くする場合は1m以上とし、距離を長くする場合は10m以下であること。** **このような場合、自由空間伝搬を前提として、測定データを距離 3m の値に換算すること。** **1）　周囲雑音が高い場合や不要な反射の影響を低減する場合には、より短い距離を適用することがある。ただし、測定距離は $D^2/2\lambda$ 以上を確保するよう注意すること。** **注　供試装置からの主要な妨害波は、点波源からの放射波と見なすことができるため、上に示す最短距離（$D^2/2\lambda$）の *D* は、供試装置ではなく測定用受信アンテナの開口面寸法とする。** **2）　大きな供試装置の場合に、供試装置がアンテナビーム内に含まれるようにするには、より長い測定距離を適用することがある。**	**追加** **追加**

技 -48	６．５．２．３ 供試機器のセットアップと動作条件	６．５．２．３ 供試装置の試験配置と動作条件 供試装置の試験配置および動作条件は 1GHz 以下での測定と同じでなければならない。 1GHz 超の測定では、一般的にアンテナと供試装置間の床に電波吸収体が必要であることを考慮して試験配置を決めるべきである。可能であれば、1GHz 超の妨害波電界強度測定において、供試装置は床置き電波吸収体の高さより高く上げるべきである。 もし供試装置全体を電波吸収体の高さに上げることができなければ(例えばラックマウントや床置きの装置)、放射源が電波吸収体より高く置かれるように供試装置の構成を(例えば棚またはシャーシー内で)変更するように試みるべきである。供試装置は、「付属文書VI 1GHz超における電界強度測定用試験場」の2.2.2項に適合するテストボリューム内になければならない。もし、供試装置またはその放射源を電波吸収体より高く上げることが困難であるか、あるいは安全上困難な場合は、供試装置のうち電波吸収体に隠れる部分が30cm以下になるように配置すること(以下の6.5.2.6.1項と図6.12参照)。 実際に行った供試装置の構成と試験配置を、試験報告書に記録すること。また、試験設備の床または回転台の表面、床置き電波吸収体(高さと場所)、および受信アンテナに対する供試装置の試験配置を明らかに示す写真または図を添付すること。	変更 追加
技 -48	６．５．２．４ 測定サイト	~~６．５．２．４ 試験場~~ ~~試験場は、「付属文書VI 1GHz超における電界強度測定用試験場」の2.1項の要求事項を満足すること。~~ ~~妨害波測定の時、供試装置を設置する場所については、試験場の適合確認の時に敷いた床置き電波吸収体を取り外して妨害波測定を実施しても良い。~~	5.3.4 項に移動 この項削除 以下項番変更

技 -48	**６．５．２．５　測定機器**	**６．５．２．４　測定機器** **測定機器は、5.3.1.2項の要求事項を満足すること。** **尖頭値許容値に関する適合性確認の測定は、5.3.1.2項で規定する帯域幅1MHz(インパルス帯域幅)の尖頭値測定用スペクトラムアナライザまたは受信機を用いて行なうこと。** **平均値許容値に関する適合性確認の測定は、5.3.1.2項で規定する帯域幅1MHz(インパルス帯域幅)の平均値検波器を持つ妨害波測定器を用いて行うこと。平均値測定において尖頭値測定用スペクトラムアナライザを用い、5.3.1.2項に従ってビデオ帯域幅を狭くして測定を行う場合は、平均値測定において必要なビデオ帯域幅は、妨害波のパルス繰り返し周波数 (PRF) よりも狭めること。** **注　スペクトラムアナライザは表示モードをリニアに設定し、かつ、ビデオ帯域幅を妨害波のパルス繰り返し周波数 (PRF) よりも狭めることによって、平均値測定に使用できる。例えば、妨害波のパルス繰り返し周波数(PRF)が1kHz の場合、ビデオ帯域幅を 1kHz 以下に設定すれば、妨害波の包絡線の直流成分(すなわち、平均値)だけがビデオフィルタを通過する。狭いビデオ帯域幅を使用するため、正確な測定結果を得るには、スペクトラムアナライザの掃引時間を長くする必要がある。**	**項番変更** **追加**

	6．5．2．6 測定手順	6．5．2．5 測定手順 6.5.2.5.1 1GHz超の妨害波電界強度測定方法 1GHz超の妨害波電界強度の測定では、図6.12に示すように供試装置から放射された妨害波の電界強度の最大値を測定すること。  図 6.12 1GHz 超の測定方法 図6.12に示した用語の定義	項番変更 追加

テストボリューム：試験場の適合性確認試験で有効と判断された供試装置を配置する空間（「付属文書VI 1GHz超における電界強度試験場」2.2.2項参照）。この空間によって試験できる供試装置の最大寸法が制限される。

実際に供試装置が置かれた空間： ケーブルラックと外部に接続されるケーブルのうち長さ30cm分を含み、実際の供試装置全体を包含する最小直径の円筒空間。供試装置をテストボリューム内に設置し、その中心を軸として回転できること(一般的に遠隔制御の回転台による)。供試装置が床置型で、かつ電波吸収体の高さより上げられない場合、以下に定義する*w*の内30cmまでは床の電波吸収体に隠れてもよい (6.5.2.3項参照)。

θ_{3dB}: 対象とする各周波数における受信アンテナのE-面またはH-面の3dB ビーム幅のいずれか小さい値。受信アンテナ製造業者のデータを使用してもよい。

d: 測定距離(m)。供試装置の最大外周と、受信アンテナの基準点の間の水平距離。

w: 測定距離dにある受信アンテナの θ_{3dB} により包含される供試装置の最大外周における鉛直線の長さ。実際のアンテナの特性と測定距離に対応して式(6.1)を使って*w*を計算すること。*w*の値は、試験報告書に記載すること。製造業者によって提供された受信アンテナビーム幅の仕様に基づいて計算を行ってもよい。

$$w = 2 \times d \times \tan(0.5 \times \theta_{3dB})$$ 式 6.1

h: 床から測った受信アンテナの基準点の高さ。

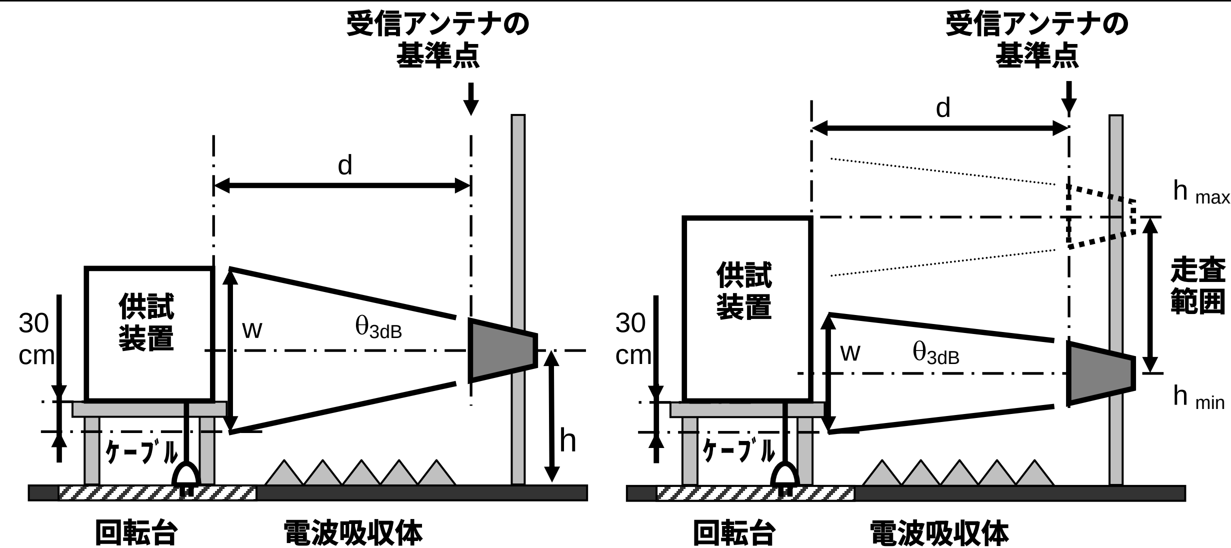
表6.2に、3種のアンテナについて、1m、3m、および10mの測定距離で式(6.1)から算出した*w*値の例を示す。

表 6.2 3 種のアンテナに関する *w* の値の例

	DRG Horn				LPDA or LPDA-V *			
		d = 1m	*d* = 3m	*d* = 10m		*d* = 1m	*d* = 3m	*d* = 10m
周波数 GHz	θ_{3dB} (°)	*w* (m)	*w* (m)	*w* (m)	θ_{3dB} (°)	*w* (m)	*w* (m)	*w* (m)
1.00	60	1.15	3.46	11.55	60	1.15	3.46	11.55
2.00	35	0.63	1.89	6.31	55	1.04	3.12	10.41
4.00	35	0.63	1.89	6.31	55	1.04	3.12	10.41
6.00	27	0.48	1.44	4.80	55	1.04	3.12	10.41

* LPDA-V は、V スタック形の対数周期ダイポールアレイアンテナ。
表の θ_{3dB} および *w* の値は、LPDA および LPDA-V 両方に適用できる典型的な値である。しかし、これらのアンテナは、一般的に利得が異なる。

供試装置を0〜360度回転させるとともに受信アンテナの高さを移動することで、最大放射を測定できる。図6.13に、2つの典型的な供試装置について、高さ方向の移動範囲を示す。



a) *w*が供試装置高さを包含する場合 (固定高での測定) b) *w*が供試装置高さを包含しない場合 (高さ走査が必要)

a) この例では、電源ケーブル30cm分がアンテナビーム幅に入っている場合を示している

b) この例では、全体がアンテナビーム幅に入っていない場合を示している

図 6.13 2つの異なる供試装置に関するアンテナ高さ走査範囲

供試装置の垂直方向の最大長が*w*以下の場合、受信アンテナの中心は供試装置の中心と同じ高さにすること(図6.13 a))。ただし、受信アンテナの高さを1mとしてwが供試装置全体を包含できるのであれば、受信アンテナの高さを1mに固定として測定しても良い。

供試装置の垂直最大長が*w*よりも大きい場合、図6.13 b)に示すように、アンテナの中心を垂直に走査すること。走査範囲*h*は、1mから4mである。もし、供試装置の高さが4m以下なら、供試装置の高さ以上に受信アンテナの中心を上げる必要はない。いずれの場合におい

図変更 (ケーブル分)

追加

追加

		ても、受信アンテナの固定高さ、あるいは走査した高さ範囲を試験報告書に記録すること。 注 ： 上記によってアンテナの高さの走査が必要な場合、最大放射を得るために、必要な高さ範囲内の連続的な走査をすること。もし段階的に高さを変化する場合は、最大放射を捕えられるように、高さの刻み幅を十分に小さくすること。 水平方向の範囲については、供試装置が*w*内に完全に収まっていなくてもよい。供試装置の幅が*w*より大きい場合、供試装置の水平方向の中心を測定軸に置き、供試装置を回転させることによって最大電界強度を求めれば、水平方向のアンテナ走査は不要である。	**追加** 項番変更 追加
技-48	**６．５．２．７　一般的な測定手順**	6.5.2.5.2 **一般的な測定手順** 　どのような供試装置でも、まず予備測定を行い（6.5.2.6.3 項参照）、最大値を示す供試装置の動作条件および妨害波の周波数を特定する。その後、最終測定を行う（6.5.2.6.4 項参照）。 　これらの測定を行う場合、試験に先立って許容値に対して十分な測定感度があるか否かを調べること。もし、測定感度が不十分な場合は、低雑音前置増幅器、近距離での測定、高利得アンテナを使ってもよい。近距離測定あるいは高利得アンテナを利用する場合は、供試装置の大きさとビーム幅の関係に注意すること。なお、前置増幅器を使う場合は、飽和しないよう十分に留意すること。 6.5.2.5.3 予備測定手順 　妨害波電界強度の最大値を示す供試装置の動作条件および妨害波の周波数を特定するため、予備測定を実施する。本項の手順は参考例である。最終測定の測定手順は、6.5.2.5.4項に列記する。	**追加**

		予備測定手順のガイドラインは、以下の通りである。 a) 測定器は、尖頭値検波および最大値保持モードに設定し、アンテナの使用可能周波数全域に亘って周波数掃引を適用すること。 b) 妨害波を確実に捕捉できるように、適切な掃引時間に設定すること。 c) スペクトラムアナライザまたは受信機の内部雑音レベルを減少させるために、必要ならば、分解能帯域幅を狭めてもよい。この場合、広帯域妨害波の表示レベルが低下することがあるので、妨害波が広帯域か狭帯域かを判定するための追加の調査が必要になることがある。 d) 測定する各周波数での妨害波は、供試装置を連続または15°以下の単位で供試装置を水平面内で360°回転させて求める。なお、この測定は水平および垂直偏波の両方で測定を実施しなければならない。 e) スペクトラムアナライザの掃引時間は、回転台が15°回転するまでに、選択した周波数範囲全体を掃引できるように設定すること。もし、回転台の回転速度が速く、スペクトラムアナライザの掃引完了までに15°より大きく回転する場合は、より狭い周波数掃引範囲を選択し、スペクトラムアナライザの掃引時間を短くして、最大15°までに1掃引を完了するように設定する。 f) 妨害波の周波数を求めるために、6.5.2.5.1項および図6.13によって必要とされるすべてのアンテナ高さ、および、供試装置のさまざまな動作条件に対して、上記a)-e)の手順で測定を行う。	追加
技-48	６．５．２．８　最終測定手順	6.5.2.5.4　最終測定の手順 規定の測定距離における供試装置からの妨害波の最大電界強度を測定する。 最終測定は、規定されたすべての検波器を使って実施しなければならない。 尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。 予備測定で得られた供試装置の動作条件および妨害波の周波数で、妨害波電界強度	

		の最大値を確認するため以下の測定を行わなければならない。 a) 供試装置の高さ方向の最大長が*w*以下である場合、受信アンテナの中心は、供試装置中央の高さに取りつけること(図6.13 a)参照)。ただし、受信アンテナの高さを1mとして*w*が供試装置全体を包含できるのであれば、受信アンテナ高を1mに固定して測定してもよい。 b) 供試装置の高さ方向の最大長が*w*より大きい場合、受信アンテナの高さの走査は、6.5.2.5.1項で指定されている範囲で実施しなければならない。 c) すべての事例で、最大電界強度を見つけるために、供試装置を、0°から360°まで回転しなければならない。そして、水平および垂直偏波の両方で測定を実施しなければならない。 要約すると、1GHz超の最終測定は、以下の規定の測定によって最大電界強度を求めることである。 1)回転台の回転により、供試装置を水平面内で0°から360°回転させること。または、受信アンテナを供試装置の全周囲に移動しなければならない。 2)もし、供試装置の高さが垂直方向で*w*よりも高ければ、受信アンテナの高さを走査しなければならない。 3) 水平および垂直偏波の両方で測定を実施しなければならない。	項番変更 追加
技-48	**６．５．２．９　設置場所での測定**	６．５．２．６　設置場所での測定 クラスA情報技術装置は，ユーザの設置場所で適合確認試験のための測定を行ってもよい。 この測定は，ユーザの構内の境界線のところで行うのが望ましいが，このような境界線が供試装置から 10mに満たない場合には，測定は供試装置から 10m，又はそれ以上の距離で行うこと。 この設置場所での適合確認試験は，場所の特性が測定結果に影響を与えるため，測定した場所に特有のものであって，その測定結果を他の設置場所やその供試装置の適合確認試験の結果として使用することは出来ない。	

		すでに適合確認届出済みの情報技術装置を，使用者の設置場所での測定により届け出た装置（システム）に追加する場合は，それによって当該装置（システム）のその場所での適合状態が無効になることはない。	項番変更 追加
技-48	6．5．2．10　妨害波電界強度の測定結果の記録	6．5．2．7　妨害波電界強度の測定結果の記録 測定された妨害波電界強度について，許容値に対して最小のマージンを持つ電界強度値と周波数のすくなくとも6点を記録すること。	追加
技-48	6．5．2．11　周囲雑音レベルの高い状況での測定		削除

技-71	**1．2　150Ω負荷をシールドの外側表面に接続する方法（設置場所でのＣＤＮまたはＩＳＮ）** 1．2項に示された測定方法は，全ての同軸ケーブルまたはシールドのある多対ケーブルの測定に適用可能である。 (1) 絶縁外皮を破り150Ωの抵抗を，シールドの外側表面とアースの間に接続する。 (2) フェライトチューブ又はクランプを，接続した150ΩとAEの間に装着する。 (3) 電流プローブで電流を測定し電流限度値と比較する。	**1．2　150Ω負荷をシールドの外側表面に接続する方法（設置場所でのＣＤＮまたはＩＳＮ）** 1．2項に示された測定方法は，全ての同軸ケーブルまたはシールドのある多対ケーブルの測定に適用可能である。 (1) 絶縁外皮を破り150Ωの抵抗を，シールドの外側表面とアースの間に接続する。 (2) フェライトチューブ又はクランプを，接続した150ΩとAEの間に装着する。 (3) 電流プローブで電流を測定し電流許容値と比較する。	修正
技-72	**1．3　電流プローブと容量性電圧プローブの組合せによる方法** 本方法は，電流プローブと容量性電圧プローブを使用し測定する方法を示す。 (1) 電流プローブを用いて電流を測定する。 (2) 容量性プローブを用いて電圧を測定する。 (3) 測定した電圧を電圧限度値と比較する。 (4) 測定した電流を電流限度値と比較する。 注1：CISPR 16-1-2 Ed1.2 :2006 第1-2部：無線妨害波およびイミュニティの測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティの測定装置－付属機器－伝導妨害波の５．２．２項で規定された容量性プローブを用いて電圧を測定すること。 注2：ＥＵＴは電圧限度値と電流限度値の両者を満足すること。	**1．3　電流プローブと容量性電圧プローブの組合せによる方法** 本方法は，電流プローブと容量性電圧プローブを使用し測定する方法を示す。 (1) 電流プローブを用いて電流を測定する。 (2) 容量性プローブを用いて電圧を測定する。 (3) 測定した電圧を電圧許容値と比較する。 (4) 測定した電流を電流許容値と比較する。 注1：CISPR 16-1-2 Ed1.2 :2006 第1-2部：無線妨害波およびイミュニティの測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティの測定装置－付属機器－伝導妨害波の５．２．２項で規定された容量性プローブを用いて電圧を測定すること。 注2：ＥＵＴは電圧許容値と電流許容値の両者を満足すること。	修正 修正 修正

	旧	新	
技-75	〈付属文書Ｖ〉 2006.04.01制 定 2008.04.01改訂2版 2010.04.01適用開始 **旧規格(2005.04.01版)通信ポート伝導妨害波測定の許容値、測定設備および測定方法** 技術基準本文４．２項「通信ポート伝導妨害波の許容値」５．２．３項「擬似通信回路網(ISN)および電流プローブ、および６．４項「通信ポート伝導妨害波の測定法」については当付属文書を適用することも可能である。 なお、本文中で引用している項番は当付属文書Ｖの中の項番である。	〈付属文書Ｖ〉 2006.04.01制 定 2008.04.01改訂3版 2010.04.01適用開始 **旧規格(2005.04.01版)通信ポート伝導妨害波測定の許容値、測定設備および測定方法** 情報技術装置の通信ポート伝導妨害波の許容値に対する適用は、2010年4月から適用を開始する。 技術基準本文４．２項「通信ポート伝導妨害波の許容値」５．２．３項「擬似通信回路網(ISN)および電流プローブ、および６．３項「通信ポート伝導妨害波の測定法」については当付属文書を適用することも可能である。 なお、本文中で引用している項番は当付属文書Ｖの中の項番である。	変更 追加 修正

技-75 改訂前

表４．３ クラスＡ情報技術装置の通信ポート伝導妨害波の許容値

周波数範囲	電圧許容値		電流許容値	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	97～87dB	84～74dB	53～43dB	40～30dB
500kHz～ 30MHz	87dB	74dB	43dB	30dB

注 1) 電圧許容値では１μＶを０dB とする。電流許容値では１μＡを０dB とする。

2) 許容値は，150kHz～500kHz の範囲で周波数の対数に対して直線的に減少する。

3) 準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。

4) 電圧許容値と電流許容値の変換係数は $20\log_{10}150$＝44dB である。

5) 本表の許容値に対する適用は、検討中である。

改訂後

表4．3　クラスA情報技術装置の通信ポート伝導妨害波の許容値

周波数範囲	電圧許容値		電流許容値	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	97～87dB	84～74dB	53～43dB	40～30dB
500kHz～ 30MHz	87dB	74dB	43dB	30dB

注 1)　電圧許容値では 1μVを 0 dB とする。電流許容値では 1μAを 0 dB とする。
2)　許容値は，150kHz～500kHz の範囲で周波数の対数に対して直線的に減少する。
3)　準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4)　電圧許容値と電流許容値の変換係数は $20\log_{10} 150$＝44dB である。

5)削除

技-76

改訂前

表4．4　クラスＢ情報技術装置の通信ポート伝導妨害波の許容値

周波数範囲	電圧許容値		電流許容値	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	84～74dB	74～64dB	40～30dB	30～20dB
500kHz～ 30MHz	74dB	64dB	30dB	20dB

注 1)　電圧許容値では１μＶを０dB とする。電流許容値では１μＡを０dB とする。
2)　許容値は，150kHz～500kHz の範囲で周波数の対数に対して直線的に減少する。
3)　準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4)　電圧許容値と電流許容値の変換係数は $20\log_{10} 150 = 44$dB である。
5)　暫定的に，周波数範囲6～30MHz の周波帯で強いスペクトル密度を有する高速サービスにおいては10dB の緩和が許容される。ただし，この緩和は，ケーブルにより希望信号から変換されたコモンモード妨害波に限られる。（6．3．1項参照）
6)　本表の許容値に対する適用は、検討中である。

改訂後

表４．４　クラスＢ情報技術装置の通信ポート伝導妨害波の許容値

周波数範囲	電圧許容値		電流許容値	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
150kHz～	84～74dB	74～64dB	40～30dB	30～20dB
500kHz～	74dB	64dB	30dB	20dB

注 1)　電圧許容値では 1μV を 0 dB とする。電流許容値では 1μA を 0 dB とする。
2)　許容値は，150kHz～500kHz の範囲で周波数の対数に対して直線的に減少する。
3)　準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合，その測定周波数での平均値測定は行わなくても良い。
4)　電圧許容値と電流許容値の変換係数は $20\log_{10} 150 = 44$dB である。
5) 暫定的に，周波数範囲６～30MHz の周波帯で強いスペクトル密度を有する高速サービスにおいては 10dB の緩和が許容される。ただし，この緩和は，ケーブルにより希望信号から変換されたコモンモード妨害波に限られる。（６．３．１項参照）

6)削除

技-79	**6．3．2　測定手順** **(4)　妨害波電流を測定する場合，電流プローブは，ＩＳＮから 0.1m以内のケーブルに取り付けること。**	**6．3．2　測定手順** **(4)　妨害波電流を測定する場合，電流プローブは，ＩＳＮから 0.1m離れた位置のケーブルに取り付けること。**	変更

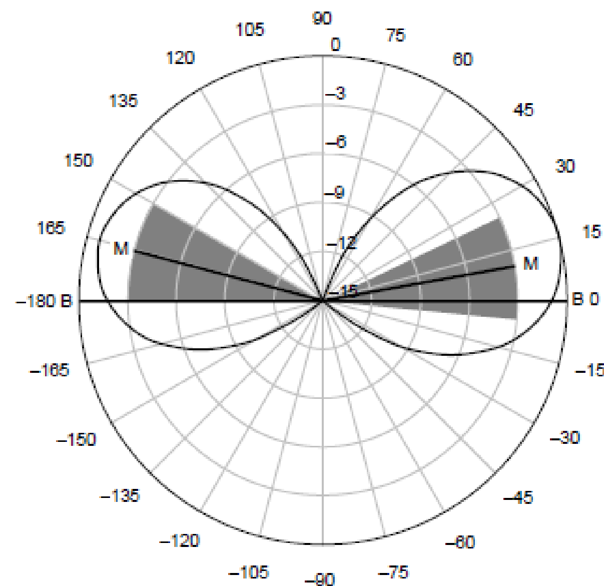
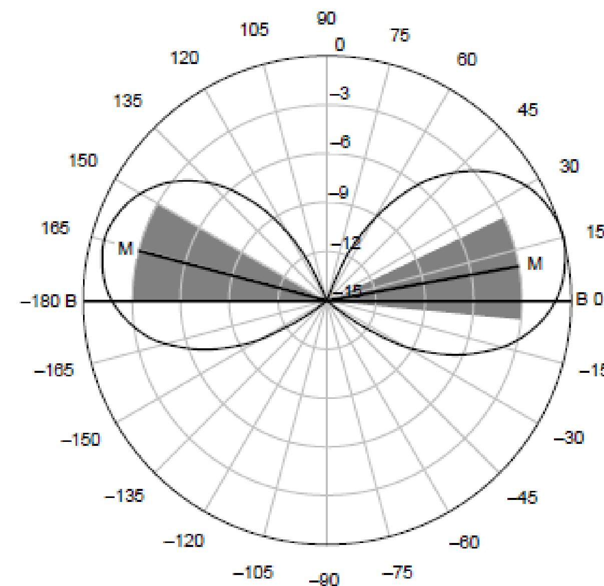
技-82	〈付属文書VI〉 2008.04.01 制　　定 2010.04.01 適用開始 **1GHz 超における電界強度測定用試験場** 1　参照試験場 参照試験場は、測定結果に反射の影響がないように十分留意した自由空間野外試験場(FSOATS)であること。	付属文書VI〉 2008.04.01 制　　定 2009.04.01 改訂２版 2009.04.01 適用開始 **1GHz 超における電界強度測定用試験場** 1　試験場 1GHz 超の電界強度測定用試験場は 2.1 項で示す判定基準を満足しなければならない。	追加 変更 項目変更 変更
技-82	2　試験場の適合性確認 2.1 の基準を満たした場合、その試験場は、1GHz から 18 GHz における放射電磁界測定に適合していると判断する。試験場の適合性確認の手続きを 2.2 に示す。CISPR 規格に関する測定のためには、適合性確認の測定は、1GHz からその施設で使う最高周波数まで行わな	2　試験場の適合性確認 1GHz 超の電界強度測定用試験場の適合性確認の判定基準を 2.1 項に、また、適合性確認の手順を 2.2 項に示す。 1GHz 超の電界強度測定用試験場の適合性確認の測定は、1GHz からその施設で使う最高周波数（最高 6GHz）まで行わなければならない。その最高周波数は、少なくとも 2 GHz 以	変更

	ければならず、その最高周波数は、少なくとも 2 GHz 以上であること。 1GHzから 18 GHz における試験場は、たとえば電波暗室のように、受信信号に対する反射の影響を最小化するように設計しなければならない。もし、試験場が完全な無反射条件を提供するように設計されていない場合、たとえば5面暗室の場合には以下に示すように、金属大地面の一部に吸収体を敷く必要がある。	上であること。 1GHz 超における試験場は、たとえば電波暗室のように、受信信号に対する反射の影響を最小化するように設計しなければならない。もし、試験場が判定基準を満たすように設計されていない場合、たとえば5面暗室の場合には、金属大地面に電波吸収体を敷く必要がある。判定基準を満たすため、テストボリューム(EUT が設置される領域)内を含む金属大地面に電波吸収体を敷くことができる。 吸収体施設範囲にテストボリューム（ＥＵＴが設置される領域）が含まれていても良い。	変更 変更 追加 変更・追加
	試験体積が、装置の伝導性床から EUT の上まで伸びている場合、これは床置き装置の試験の時は、典型的なものであるが、評価の際には、吸収体を敷かなければならない。金属大地面の上に置くことのできない床置き装置の試験の時は、金属大地面の上に置いた吸収体によって 30cm の高さまで試験体積の照射ができなくてもよい。 床置き装置の妨害波測定の時は、試験場評価の時に敷いた吸収体を、供試装置のすぐそば（射影）およびそれから+10cm 分だけは取り外してもよい。 サイトの評価は、いわゆるサイト電圧定在波比（S_{VSWR}）によって行なう。試験場適性評価方法では、下記の特定の組み合わせに対して、与えられた試験体積を評価す	試験場の適合性確認は、サイト電圧定在波比（S_{VSWR}）によって行なう。試験場の適合性確認は、下記の特定の組み合わせに対して、設定したテストボリュームを評価する。すなわち、試験場、受信アンテナ、測定距離（6.5.2.2 項に記載）及び、もし 2.1 項の判定基準を満たすのに必要であれば金属大地面に置いた電波吸収体の組み合わせである。試験場の適合性確認において用いられる受信アンテナマストの影響や、テストボリューム中に永久に固定された物体（たとえば、永久的に設置された回転台）は、この評価手順において一緒に評価される。 ただし、同じ周波数帯域でタイプの異なる複数の受信アンテナを電界強度測定用として準備している場合、最もビーム幅の広い受信アンテナを用いて試験場の適合性確認を実施すれば、その他の受信アンテナで適合性確認を実施しなくてもよい。	変更 入替 追加

	る。すなわち、試験場、受信アンテナ、試験距離（CISPR16-2-3 の 7.3.6.1 項に記載）及び、もし 2.1 項の基準を満たすのに必要であれば大地面に置いた電波吸収体、の組み合わせである。試験場適性評価において用いられる受信アンテナマストの影響や、試験体積中に永久に固定された物体（たとえば、永久的に設置された回転台）は、この評価手順において一緒に評価される。		
	CISPR16-2-3 は 1GHz から 18 GHz における EUT の測定法を規定している。S_{VSWR} 手順の目的は、本手続きによって評価された試験空間内にある任意の大きさ･形状の EUT に到来する反射波の影響をチェックすることである。 S_{VSWR} は、直接波（目的の波）と反射波の干渉によって生じる最大受信信号と最小受信信号の比である。すなわち、 $S_{VSWR} = \frac{E_{\max}}{E_{\min}} = \frac{V_{\max}}{V_{\min}}$ (1) ここで、E_{max} と E_{min} は、最大受信信号と最小受信信号の電界強度であり、V_{max} と V_{min} は、受信に受信機やスペクトラムアナライザを使用したときの、それぞれ対応する受信電圧である。	1GHz 超の電界強度測定用試験場の適合性確認の目的は、本手順によって評価されたテストボリューム内にある任意の大きさ･形状の EUT から受信アンテナに到来する反射波の影響をチェックすることである。 S_{VSWR} は、直接波（目的の波）と反射波の干渉によって生じる最大受信信号と最小受信信号の比である。すなわち、 $S_{VSWR} = \frac{E_{\max}}{E_{\min}} = \frac{V_{\max}}{V_{\min}}$ (1) ここで、E_{max} と E_{min} は、最大受信信号と最小受信信号の電界強度であり、V_{max} と V_{min} は、受信に受信機やスペクトラムアナライザを使用したときの、それぞれ対応する受信電圧である。	変更
	以下に示す手続きでは、デシベル（dB）が、通常の測定及び計算に用いられる。この場合、S_{VSWR} は、	以下に示す手順では、デシベル（dB）が、通常の測定及び計算に用いられる。この場合、S_{VSWR} は、	変更

	$S_{VSWR,dB}=20\log(\frac{V_{max}}{V_{min}})=20\log(\frac{E_{max}}{E_{min}})=V_{max,dB}-V_{min,dB}=E_{max,dB}-E_{min,dB}$ (2) となる。 注１：デシベルが用いられる時は、$S_{VSWR,dB}$ は、dBm, dB(μV)または dB(μV/m)の単位で受信された最大信号に対する最小信号の差で求めてもよい。 注２：S_{VSWR} や、$S_{VSWR,dB}$ の値は、6 個の測定場所に対して、周波数ごと、偏波ごとの最大レベルと最小レベルから個々に評価する。	$S_{VSWR,dB}=20\log(\frac{V_{max}}{V_{min}})=20\log(\frac{E_{max}}{E_{min}})=V_{max,dB}-V_{min,dB}=E_{max,dB}-E_{min,dB}$ (2) となる。 注１：デシベルが用いられる時は、$S_{VSWR,dB}$ は、dBm、dB(μV)または dB(μV/m)の単位で受信された最大信号に対する最小信号の差で求めてもよい。 注２：S_{VSWR} や、$S_{VSWR,dB}$ の値は、6 つの測定点（1 から 6）の結果をもとに、周波数ごと、偏波ごとの最大レベルと最小レベルから個々に評価する。	変更・追加
技-83 技-83	２．１　判定基準：サイト VSWR 法 S_{VSWR} は、直接的に不要な反射の影響に関連している。1GHz から 18 GHz における試験場適性評価において、許容される基準は、2.2 項の手順で S_{VSWR} を測定したとき、以下のとおり： S_{VSWR} は、2：1 以下、すなわち $S_{VSWR\ dB}$ は 6dB 以下であること。 ２．２　確認手順 この項は S_{VSWR} を評価するときの、要求される手順を示す。 ２．２．１　アンテナの要求条件 この試験の際に、すべての反射面を照射できるよう	２．１　判定基準：サイト VSWR 法 S_{VSWR} は、周囲の反射の影響に関連している。1GHz 超における試験場の適合性確認において、許容される基準は、2.2 項の手順で S_{VSWR} を測定したとき、以下のとおり： S_{VSWR} は、2：1 以下、すなわち $S_{VSWR\ dB}$ は 6dB 以下であること。 ２．２　確認手順 この項は S_{VSWR} を評価するときに要求される手順を示す。 ２．２．１　アンテナの要求条件 この試験の際に、すべての反射面に照射できるように、か	変更

技-84	に、かつ、多くの実際のEUTの低指向性アンテナ利得を模擬するために、この項はS_{VSWR}の測定に用いる機器の特性を規定する。試験機器の要求条件を満足するかを評価するために、製造者が供給するデータを用いてもよい。 ２．２．１．１　標準的な S_{VSWR} の手続きに用いる試験機器アンテナの要求条件 受信アンテナは直線偏波で、EUTの妨害波測定に用いるものと同じタイプでなければならない。送信アンテナのパターン条件に対する0°基準角は、アンテナが受信アンテナと正対する角であり（開口面が平行）、これをボアサイト方向Bとする。 送信源とみなすアンテナは、直線偏波で以下に述べるダイポール状の放射パターンでなければならない。放射パターンデータは、1GHz 以下の周波数ステップ幅 2)で入手できること。	つ、実際のEUTの指向性を模擬するために、この項はS_{VSWR}の測定に用いる機器の特性を規定する。試験機器の要求条件を満足するかを評価するために、製造者が供給するデータを用いてもよい。 ２．２．１．１　S_{VSWR} の標準的な評価に用いるアンテナの要求条件 受信アンテナは直線偏波で、EUTの電界強度測定に用いるものと同じタイプ（型名）でなければならない。送信アンテナのパターン条件に対する0°基準角は、送信アンテナが受信アンテナと正対する角である（開口面が平行）。 送信アンテナは、直線偏波で以下に述べるダイポール状の放射パターンでなければならない。放射パターンデータは、1GHz 以下の周波数ステップ幅で入手できること。	変更 変更 追加 追加 削除
技-84	２．２．１．１．１　送信アンテナの E 面放射パターン 単純な直線偏波のアンテナのE面放射パターンは、放射球の周りにある、たくさんのカット面のうちのひとつ（方位角が一定）の面で測定が可能である。パターン測定に関するカット面は、アンテナ製造者によって決定され、アンテナ特性レポートに記述されなければならない。簡便な選択の一つは、コネクタとケーブルを含む面をカット面とすることである。 a) 右及び左の側の各々のパターンに対して、Mで示される主ローブ方向を選ぶ。Mは、それぞれ0°±15°および180°±15°の間にあること。	２．２．１．１．１　送信アンテナの E 面放射パターン 直線偏波のアンテナのE面放射パターンは、たくさんのカット面のうちのひとつ（方位角が一定）の面で測定が可能である。放射パターン測定を実施するカット面は、アンテナ製造者によって決定され、アンテナ特性レポートに記述されていることを確認すること。簡便な選択の一つは、コネクタとケーブルを含む面をカット面とすることである。 a) 右及び左の側の各々のパターンに対して、Mで示される主ローブ方向を選ぶ。Mは、それぞれ0°±15°および180°±15°の間にあること。	追加 追加

	b) パターン[3)]の両側の主ローブ方向に対象に、いわゆる禁止帯を書く。ここでは、振幅が±15°の-3 dB以下である。 c) E面放射パターンは、禁止帯に入らないこと。 図1は、このE面要求条件を満足している、放射パターンの例である。  注　このプロット例は、2.2.1.1.1のE面要求条件を満足するアンテナに対するものである。右および左側の放射パターンの主ローブ方向Mは、それぞれ、0°±15°および180°±15°の間にある影つきの領域は禁止帯を表し、そこでは、各々のローブに対して振幅が±15°の-3 dB以下である。アンテナパター	b)放射パターンの両側の主ローブ方向に対称な禁止帯を書く。禁止帯は振幅がM±15°の範囲で-3 dB以下とする。 c) E面放射パターンは、禁止帯に入らないこと。 図1は、このE面要求条件を満足している、放射パターンの例である。  注　このプロット例は、2.2.1.1.1のE面要求条件を満足するアンテナに対するものである。右および左側の放射パターンの主ローブ方向（M）は、それぞれ、0°±15°および180°±15°の間にある。影つきの領域は禁止帯を表し、そこでは、各々の主ローブに対して振幅がM±15°の	追加

	ンは、禁止帯に入ってはいない。 図１　送信アンテナ E 面放射パターンの例 (単なる情報) [2]アンテナは S_{VSWR} の測定に用いる他の周波数においても要求条件を満足していると仮定している。 [3]この基準は、ボアサイト領域における連続的なパターン、および許容可能な無指向性パターンを保障する。	範囲で-3 dB以下である。アンテナパターンは、禁止帯に入ってはいない。 図１　送信アンテナ E 面放射パターンの例 (単なる情報) [1]送信アンテナは S_{VSWR} の測定に用いる他の周波数においても要求条件を満足していると仮定している。	1)　に変更 削除

技-85

2．2．1．1．2　送信アンテナの H 面放射パターン

　ダイポールアンテナのH面パターンを図るための可能な面は一つだけであり、これはダイポールの中心を横切る、ダイポール軸に直交する面である。この面は、バラン、入力コネクタ、入力ケーブル（金属あるいは光ファイバが使用される）を含む。アンテナの製造業者は放射パターンを測定する際の配置を、アンテナ試験報告書の最初にケーブルの配置、コネクタの位置について記載すること。

a) 放射パターンデータ（dB）を±135°（0°はボアサイト方向）にわたって平均する。最大のステップサイズは 1GHzから 6 GHz は 5°、6 GHzから 18 GHz は 1°である。

b) 放射パターンは±135°平均値から以下の偏差を越えないこと。

角度の範囲	1 GHzから6 GHz	6 GHzから18 GHz
- 60°から60°	±2 dB	±3 dB
- 60°から -135°, 60°から135°	±3 dB	±4 dB
- 135°から-180°, 135°から180°	＜+3 dB	＜+4 dB

注　±135°以外のH面パターンの下限は規定してはいないが、H面パターンが±180°においてヌルを示さず、できる限り無指向性であることが望ましい。アンテナ製造メーカーによって提供される給電線とアンテナマストに関するガイドラインが可能なら、±135°以外のH面パターンへの影響を最小にするために、それ

2．2．1．1．2　送信アンテナの H 面放射パターン

　ダイポールアンテナのH面パターンを測定可能な面は一つだけであり、これはダイポールの中心を横切り、ダイポール軸に直交する面である。この面は、バラン、入力コネクタ、入力ケーブル（金属あるいは光ファイバが使用される）を含む。アンテナの製造業者は放射パターンを測定する際の配置（ケーブルの配置、コネクタの位置）を、アンテナ試験報告書の最初に記載すること。 追加 変更 / 変更

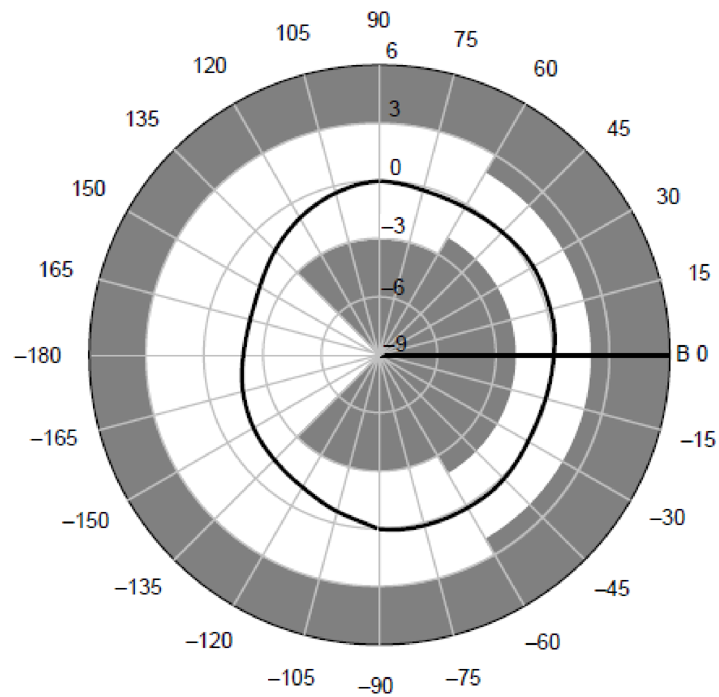
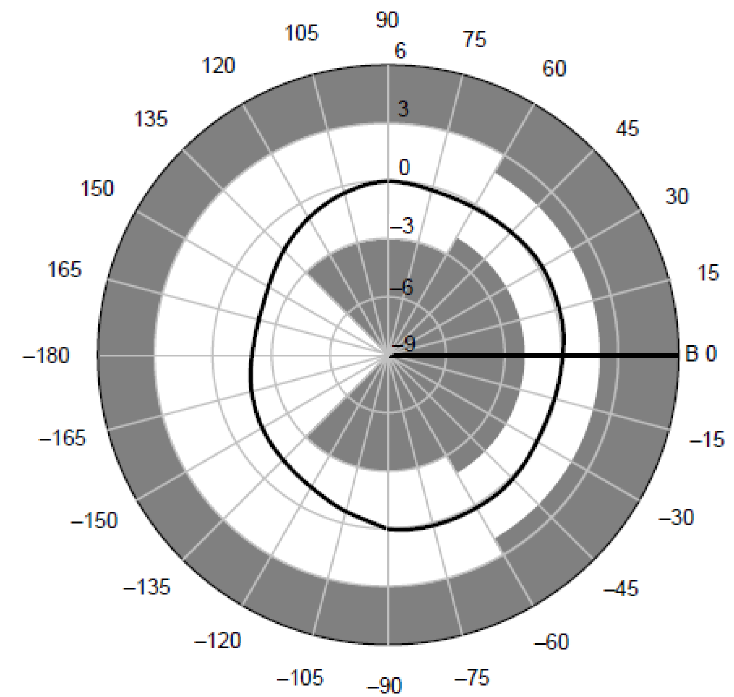
a) 放射パターンデータ（dB）を±135°（0°は送信アンテナが受信アンテナと正対する方向）にわたって平均する。最大のステップサイズは 1GHzから 6 GHz は 5°である。 変更

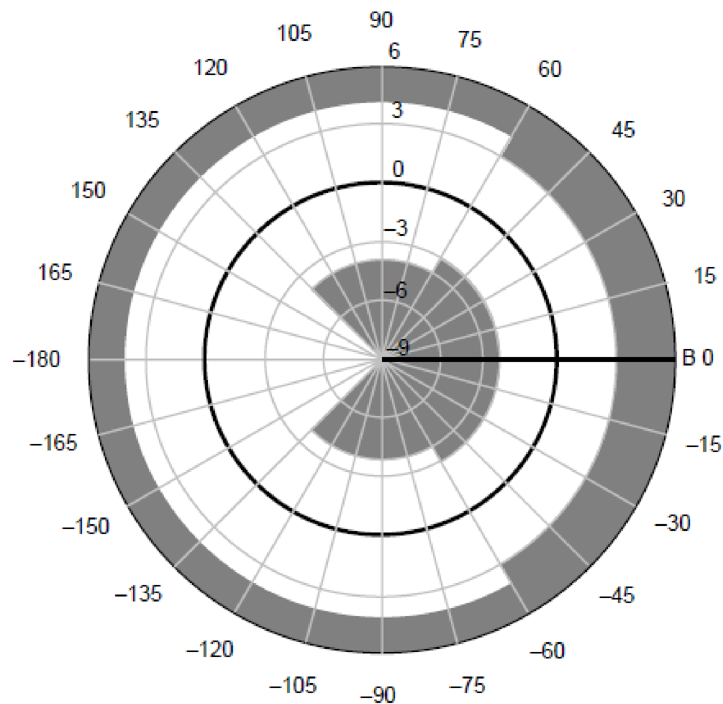
b) 放射パターンは±135°平均値から以下の偏差を越えないこと。

表1　送信アンテナのH面放射パターンの許容範囲 追加 削除

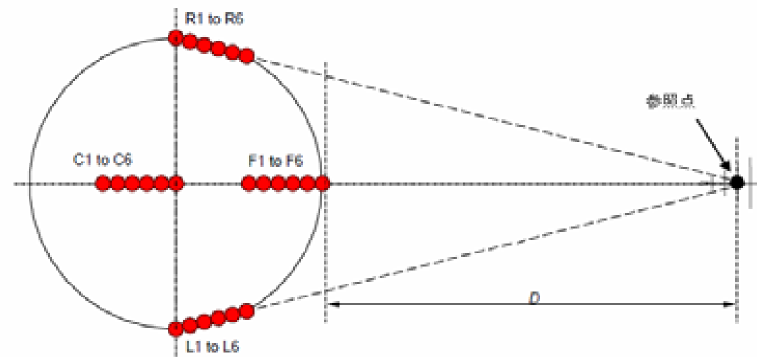
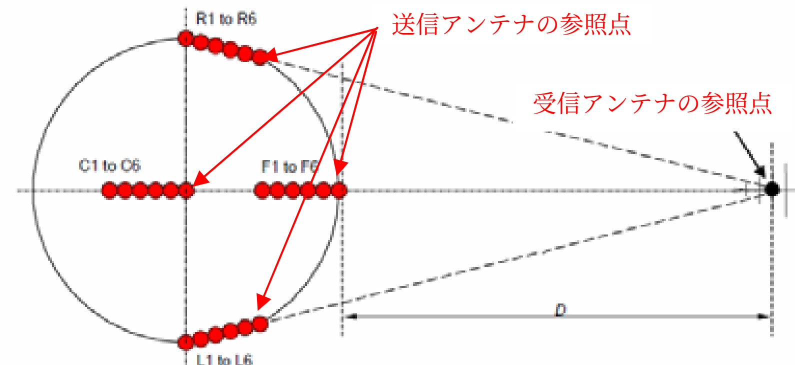
角度の範囲	1 GHzから6 GHz
- 60°から60°	±2 dB
- 60°から-135°, 60°から135°	±3 dB
- 135°から-180°, 135°から180°	＜+3 dB

注　±135°以外のH面パターンの下限は規定してはいないが、H面パターンが±180°においてヌルを示さず、できる限り無指向性であることが望ましい。±135°以外のH面パターンへの影響を最小にするため、アンテナ製造メーカーによって提供されるケーブルとアンテナマストに関するガイドラインに従うこと。 追加 変更

	に従うこと。 **図2は、このH面要求条件を満足している、放射パターンの例である。**  **図2-a　1 GHzから6 GHzの放射パターンの例**	**図2は、このH面要求条件を満足している、放射パターンの例である。** 	

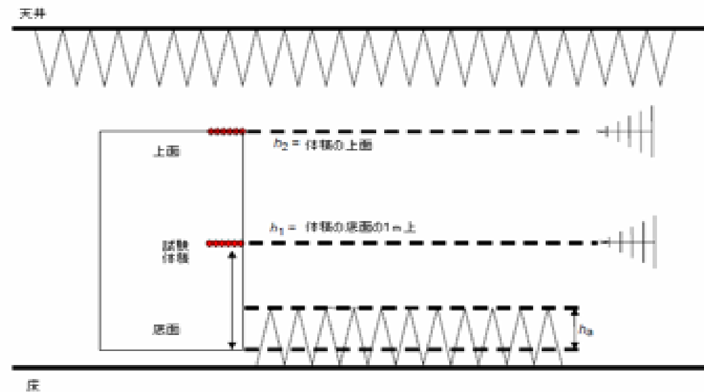
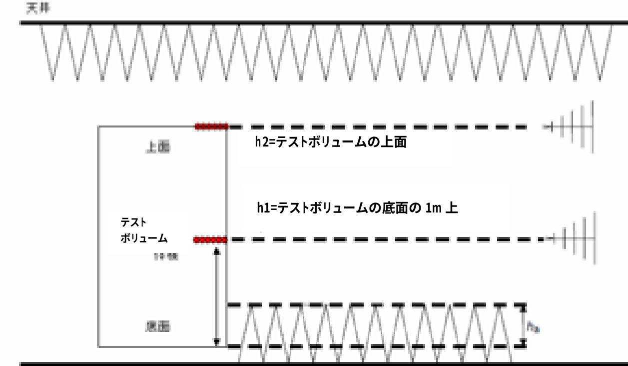
	 図2-b　6 GHzから18 GHzの放射パターンの例 注　このプロット例は、H面要求条件を満足するアンテナに対するものである。影つきの領域は2.2.1.1.2で規定した最大許容偏差を示している。この例のアンテナはそのアンテナパターンが禁止帯に入っていないので要求条件を満足している。 図2　送信アンテナ H 面放射パターンの例 (単なる情報)	注　このプロット例は、H面要求条件を満足するアンテナに対するものである。影つきの領域は2.2.1.1.2で規定した最大許容偏差を示している。この例のアンテナはそのアンテナパターンが禁止帯に入っていないので要求条件を満足している。 図2　1GHz から 6GHz における送信アンテナ H 面放射パターンの例 (単なる情報)	削除 削除 追加

技-87	**２．２．１．２　相反的な S_{VSWR} の手順のための試験機器** 試験空間からの送信に使用されるアンテナは、放射妨害波測定に用いるものと同じタイプでなければならない。等方性プローブは3 dBよりも良い等方性を持つものであること。 **２．２．２　測定場の適合性を確認する位置** 測定場の適合試験は、円柱の形を持つ体積（テストボリュウム）に対して行われなければならない。円柱の底面はＥＵＴを支持するために用いられる表面によって決められる。試験円柱の上面は、EUTとその上方に向けて延びるケーブルが占める最大の高さとする。円柱の直径は、ケーブルを含むEUTを収容するのに必要な最大径である。試験体積から出て行くケーブルについては、これらのケーブルのうちの30cmは体積の大きさを決めるのに（EUTの一部であると）仮定すること。支持台の上に上げられない床置形の装置については、試験体積のうち底面から30cmまでの高さに対する部分からの放射は金属大地面上においた吸収体によって遮られても構わない。2.2.3項の手続きに従い、受信アンテナを評価されるべき体積に対応する位置に置き、送信源の位置を決められた位置に沿って移動することによって S_{VSWR} を評価する。代替法として、2.2.4項の相反 S_{VSWR} 手続きに従い、この項において記述された位置は、試験体積中の電界プローブの位置として用いる。 S_{VSWR} 測定を行うための決められた位置は、試験体積の大きさに依存する。条件付きの試験位置の詳細は2.2.5項に記載する。S_{VSWR} は要求された位置および偏波のおのおのに対して評価され、それは受信アンテナの参照点に向けてのある直線に沿った６個の一連の測定によって得られる。要求される可	**２．２．１．２　S_{VSWR} の相反的な評価に用いる試験機器** テストボリュームからの送信に使用されるアンテナは、放射電界強度測定に用いるものと同じタイプでなければならない。等方性プローブは3 dBよりも良い等方性を持つものであること。 **２．２．２　測定場の適合性を確認する位置** 測定場の適合性確認は、円柱の形を持つ体積（テストボリューム）に対して行われなければならない。テストボリュームの高さは、EUTとその上方に向けて延びるケーブルが占める最大の高さとする。テストボリュームの直径は、ケーブルを含むEUTを収容するのに必要な最大径である。EUTから出て行くケーブルについては、これらのケーブルのうちの30cmはEUTの一部としてテストボリュームに含めること。支持台に上げられない床置型装置については、テストボリュームのうち底面から30cmまでの高さに対する部分からの放射が金属大地面上においた電波吸収体によって遮られても構わない。2.2.3項の手順に従い、受信アンテナを評価されるべきテストボリュームに対応する位置に置き、送信アンテナの位置を決められた直線に沿って移動することによって S_{VSWR} を評価する。代替法として、2.2.4項の相反 S_{VSWR} の手順に従い適合性確認を実施する場合は、テストボリューム中の電界プローブの位置として用いる。 S_{VSWR} 測定を行うための決められた測定位置（前、右、左、中心）／測定点（1から6）は、テストボリュームの大きさに依存する。条件付きの測定位置の詳細は2.2.5項に記載する。S_{VSWR} は要求された測定位置および偏波のおのおのに対して評価され、受信ア	変更 変更 変更 変更 追加

技-88	能性のあるすべての位置は、2.2.5項に記載されている条件付きの測定位置も含めて、図3および図4に図示する。受信アンテナに対する直線に沿った6個の一連の測定はこれらの図中の点で示す。  図3 水平面内におけるS_{VSWR}測定位置 - 詳細は2.2.2.1項を参照 ２．２．２．１ 水平面内における S_{VSWR} 測定位置の記述（図3） a)前面位置1-6 (F1からF6): 前面の位置は、試験体積の中心から受信アンテナの参照点に向かう直線上にある。これらの点の位置を決めるには、まず、試験体積の前面で、受信アンテナの参照点から測定距離Dだけ離した測定軸の上に、F6を置く。	ンテナの参照点に向けた直線に沿った6つの測定点における一連の測定によって得られる。2.2.5項に記載されている条件付きの測定位置も含めて、要求される可能性のあるすべての測定位置（前、右、左、中心）／測定点（1から6）を図3および図4に図示する。受信アンテナに対する直線に沿った6つの測定点における一連の測定は、これら図中の点で示された位置で実施する。  図3 水平面内におけるS_{VSWR}測定位置／測定点 - 詳細は2.2.2.1項を参照 ２．２．２．１ 水平面内における S_{VSWR} 測定位置／測定点の記述（図3） a)前面位置1-6 (F1からF6): 前面の位置は、テストボリュームの中心から受信アンテナの参照点に向かう直線上にある。これらの点の位置を決めるには、まず、テストボリュームの前面で、受信アンテナの参照点から測定距離Dだけ離した測定軸の上に、測定点F6を置く。	説明追加 追加 追加 変更 変更 追加

	注記：各ｱﾝﾃﾅ偏波面を双方直線平行になるように各ｱﾝﾃﾅ高さ及び位置毎に調整する必要がある。 F5からF1は、F6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)F5= F6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)F4= F6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)F3= F6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)F2= F6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)F1= F6 + 40 cm 受信アンテナから離す。	注記：各アンテナ偏波面を双方直線平行になるように各アンテナ高さ及び位置毎に調整する必要がある。 測定点F5からF1は、F6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)F5= F6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)F4= F6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)F3= F6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)F2= F6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)F1= F6 + 40 cm 受信アンテナから離す。	追加
	b)右側位置1-6 (R1からR6)：これらの点は、位置R6に対して決められる。R6は、試験体積の右側の最も遠い点（位置R1）を決定し、そこから受信アンテナに向かう直線上で40 cmほど動かすことにより決定される（図3参照）。	b)右側位置1-6 (R1からR6)：これらの点は、測定点R6に対して決められる。R6は、テストボリュームの右側の最も遠い点（測定点R1）を決定し、そこから受信アンテナに向かう直線上で40 cm動かすことにより決定される（図3参照）。右側位置は、適合性確認を実施する周波数範囲における受信アンテナの3dBビームの最小値がテストボリュームの直径を包含できない場合には、試験を省略してもよい。	変更 変更 追加
	R5からR1は、R6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)R5= R6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)R4= R6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)R3= R6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)R2= R6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)R1= R6 + 40 cm 受信アンテナから離す。	測定点R5からR1は、R6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)R5= R6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)R4= R6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)R3= R6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)R2= R6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)R1= R6 + 40 cm 受信アンテナから離す。	追加
	c)左側位置1-6 (L1からL6)：これらの点は、位置L6に対して決められる。L6は、試験体積の左側の最も遠い点（位置L1）を決定し、そこから受信アンテナに向かう直線上で40 cmほど動かすことにより決定される（図3参照）。	c)左側位置1-6 (L1からL6)：これらの点は、測定点L6に対して決められる。L6は、テストボリュームの左側の最も遠い点（測定点L1）を決定し、そこから受信アンテナに向かう直線上で40 cm動かすことにより決定される（図3参照）。左側位置は、適合性	変更 変更

	L5からL1は、L6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)L5= L6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)L4= L6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)L3= L6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)L2= L6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)L1= L6 + 40 cm 受信アンテナから離す。 d)中心位置1-6 (C1からC6): これらの点は、位置C6に対して決められる。C6は、試験体積の中心位置である。位置C1からC6は、試験体積の直径が1.5 mを超えた場合に試験する必要がある。 C5からC1は、C6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)C5= C6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)C4= C6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)C3= C6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)C2= C6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)C1= C6 + 40 cm 受信アンテナから離す。	確認を実施する周波数範囲における受信アンテナの3dBビームの最小値がテストボリュームの直径を包含できない場合には、試験を省略してもよい。 測定点L5からL1は、L6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)L5= L6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)L4= L6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)L3= L6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)L2= L6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)L1= L6 + 40 cm 受信アンテナから離す。 d)中心位置1-6 (C1からC6): これらの点は、測定点C6に対して決められる。C6は、テストボリュームの中心位置である。中心位置は、テストボリュームの直径が1.5 mを超えた場合に試験する必要がある。(2.2.5参照) 測定点C5からC1は、C6に対して以下のように受信アンテナから離すことにより決定される。 1)C5= C6 + 2 cm 受信アンテナから離す。 2)C4= C6 + 10 cm 受信アンテナから離す。 3)C3= C6 + 18 cm 受信アンテナから離す。 4)C2= C6 + 30 cm 受信アンテナから離す。 5)C1= C6 + 40 cm 受信アンテナから離す。	追加 追加 追加 変更 追加
技-89	２．２．２．２　追加的な S_{VSWR} 測定位置の記述 (図4) 図3に示す位置に加え、試験体積の高さに依存して、追加的な S_{VSWR} 測定平面が必要となる場合がある。図4は、S_{VSWR} 測定に対する追加的な高さの要求を示している。2番目の高	２．２．２．２　追加される S_{VSWR} 測定位置／測定点の記述 (図4) 図3に示す測定位置／測定点に加え、テストボリュームの高さに依存して、追加の S_{VSWR} 測定が必要となる場合がある。図4は、追加される S_{VSWR} 測定に対する高さの要求を示している。2番目	追加 変更・追加

	さに対する試験は、前面の位置のみにおいて測定すること。  	の高さに対する試験は、前面の位置のみにおいて実施すること。  	変更
	h_a 床上の吸収体でさえぎられる試験体積の部分（最大 30 cm） h_1 試験空間中間の高さ、あるいは地上高 1 m のいずれか低い方 h_2 試験体積の上面にあり、h_2 が h_1 より少なくとも 0.5 m 離れているときに測定すべき高さ （詳細は 2.2.5 項）	h_a 床上の吸収体でさえぎられるテストボリュームの部分（最大 30 cm） h_1 テストボリューム中間の高さ、あるいはテストボリュームの底面から 1 m のいずれか低い方 h_2 テストボリュームの上面にあり、h_2 が h_1 より少なくとも 0.5 m 離れているときに測定すべき高さ （詳細は 2.2.5 項）	変更 変更 変更
	図4 S_{VSWR}測定位置(高さに対する要求条件) 表1は試験位置の要約を示したものである。表1において、位置は高さ（h_1, h_2 ）および位置（前、左、右、中心）によってグループ分けされている。それぞれの位置に対して、式(3)によって要求される計算に用いるようにある参照点が指定されている。	図4 S_{VSWR}測定位置／測定点(高さに対する要求条件) 表2は測定位置／測定点の要約を示したものである。表2において、測定点は高さ（h_1, h_2 ）および測定位置（前、右、左、中心）によってグループ分けされている。それぞれの測定点に対して、式(3)で用いる送信アンテナの参照点が指定されている。	追加 変更 追加 追加 追加 変更

改訂前 (2008version)

表1　S_{VSWR}測定位置

点の名前	位置	高さ	偏波	D_{ref}のための参照点 式(3)参照	参照点に対する位置
最初の高さの前の位置 (前、h_1)					
F1h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
F1h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
F2h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
F2h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
F3h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
F3h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
F4h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
F4h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
F5h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
F6h1H	前	h_1	水平	F6h1	＝参照点 (前、h_1)
F6h1V	前	h_1	垂直	F6h1	＝参照点 (前、h_1)
最初の高さの中心の位置 (中心、h_1) (必要な場合、2.2.5参照)					
C1h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
C1h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
C2h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
C2h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
C3h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
C3h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
C4h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
C4h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
C5h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
C5h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
C6h1H	中心	h_1	水平	C6h1	＝参照点 (中心、h_1)
C6h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	＝参照点 (中心、h_1)
最初の高さの右の位置 (右、h_1)					
R1h1H	右	h_1	水平	R6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
R1h1V	右	h_1	垂直	R6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
R2h1H	右	h_1	水平	R6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
R2h1V	右	h_1	垂直	R6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
R3h1H	右	h_1	水平	R6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方

R3h1V	右	h_1	垂直	R6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
R4h1H	右	h_1	水平	R6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
R4h1V	右	h_1	垂直	R6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
R5h1H	右	h_1	水平	R6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
R5h1V	右	h_1	垂直	R6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
R6h1H	右	h_1	水平	R6h1	＝参照点 (右、h_1)
R6h1V	右	h_1	垂直	R6h1	＝参照点 (右、h_1)
最初の高さの左の位置 (左、h_1)					
L1h1H	左	h_1	水平	L6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
L1h1V	左	h_1	垂直	L6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
L2h1H	左	h_1	水平	L6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
L2h1V	左	h_1	垂直	L6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
L3h1H	左	h_1	水平	L6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
L3h1V	左	h_1	垂直	L6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
L4h1H	左	h_1	水平	L6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
L4h1V	左	h_1	垂直	L6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
L5h1H	左	h_1	水平	L6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
L5h1V	左	h_1	垂直	L6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
L6h1H	左	h_1	水平	L6h1	＝参照点 (左、h_1)
L6h1V	左	h_1	垂直	L6h1	＝参照点 (左、h_1)
2番目の高さの前の位置 (前、h_2) (必要な場合、2.2.5参照)					

F1h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+40 cm 遠方
F1h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+40 cm 遠方
F2h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+30 cm 遠方
F2h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+30 cm 遠方
F3h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+18 cm 遠方
F3h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+18 cm 遠方
F4h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+10 cm 遠方
F4h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+10 cm 遠方
F5h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+2 cm 遠方
F5h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+2 cm 遠方
F6h2H	前	h_2	水平	F6h2	＝参照点 (前、h_2)
F6h2V	前	h_2	垂直	F6h2	＝参照点 (前、h_2)

注　これらの S_{VSWR} 測定はどのような順番で行ってもよい。

改訂後 (2009Version)

表2　S_{VSWR}測定位置／測定点

測定点の名前	測定位置	高さ	偏波	D_{ref}のための送信アンテナの参照点 (式(3)参照)	送信アンテナの参照点に対する距離
最初の高さの前の位置 (前、h_1)					
F1h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
F1h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
F2h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
F2h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
F3h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
F3h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
F4h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
F4h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
F5h1H	前	h_1	水平	F6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
F5h1V	前	h_1	垂直	F6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
F6h1H	前	h_1	水平	F6h1	＝参照点 (前、h_1)
F6h1V	前	h_1	垂直	F6h1	＝参照点 (前、h_1)
最初の高さの中心の位置 (中心、h_1) (必要な場合、2.2.5参照)					
C1h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
C1h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+40 cm 遠方
C2h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
C2h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+30 cm 遠方
C3h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
C3h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+18 cm 遠方
C4h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
C4h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+10 cm 遠方
C5h1H	中心	h_1	水平	C6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
C5h1V	中心	h_1	垂直	C6h1	受信アンテナから+2 cm 遠方
C6h1H	中心	h_1	水平	C6h1	＝参照点 (中心、h_1)

C6h1V	**中心**	h_1	**垂直**	**C6h1**	**＝参照点 (中心、h_1)**
最初の高さの右の位置 (右、h_1)					
R1h1H	**右**	h_1	**水平**	**R6h1**	**受信アンテナから+40 cm 遠方**
R1h1V	**右**	h_1	**垂直**	**R6h1**	**受信アンテナから+40 cm 遠方**
R2h1H	**右**	h_1	**水平**	**R6h1**	**受信アンテナから+30 cm 遠方**
R2h1V	**右**	h_1	**垂直**	**R6h1**	**受信アンテナから+30 cm 遠方**
R3h1H	**右**	h_1	**水平**	**R6h1**	**受信アンテナから+18 cm 遠方**
R3h1V	**右**	h_1	**垂直**	**R6h1**	**受信アンテナから+18 cm 遠方**
R4h1H	**右**	h_1	**水平**	**R6h1**	**受信アンテナから+10 cm 遠方**
R4h1V	**右**	h_1	**垂直**	**R6h1**	**受信アンテナから+10 cm 遠方**
R5h1H	**右**	h_1	**水平**	**R6h1**	**受信アンテナから+2 cm 遠方**
R5h1V	**右**	h_1	**垂直**	**R6h1**	**受信アンテナから+2 cm 遠方**
R6h1H	**右**	h_1	**水平**	**R6h1**	**＝参照点 (右、h_1)**
R6h1V	**右**	h_1	**垂直**	**R6h1**	**＝参照点 (右、h_1)**
最初の高さの左の位置 (左、h_1)					
L1h1H	**左**	h_1	**水平**	**L6h1**	**受信アンテナから+40 cm 遠方**
L1h1V	**左**	h_1	**垂直**	**L6h1**	**受信アンテナから+40 cm 遠方**
L2h1H	**左**	h_1	**水平**	**L6h1**	**受信アンテナから+30 cm 遠方**
L2h1V	**左**	h_1	**垂直**	**L6h1**	**受信アンテナから+30 cm 遠方**
L3h1H	**左**	h_1	**水平**	**L6h1**	**受信アンテナから+18 cm 遠方**
L3h1V	**左**	h_1	**垂直**	**L6h1**	**受信アンテナから+18 cm 遠方**
L4h1H	**左**	h_1	**水平**	**L6h1**	**受信アンテナから+10 cm 遠方**
L4h1V	**左**	h_1	**垂直**	**L6h1**	**受信アンテナから+10 cm 遠方**
L5h1H	**左**	h_1	**水平**	**L6h1**	**受信アンテナから+2 cm 遠方**
L5h1V	**左**	h_1	**垂直**	**L6h1**	**受信アンテナから+2 cm 遠方**
L6h1H	**左**	h_1	**水平**	**L6h1**	**＝参照点 (左、h_1)**
L6h1V	**左**	h_1	**垂直**	**L6h1**	**＝参照点 (左、h_1)**

2番目の高さの前の位置（前、h_2）（必要な場合、2.2.5参照）					
F1h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+40 cm 遠方
F1h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+40 cm 遠方
F2h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+30 cm 遠方
F2h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+30 cm 遠方
F3h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+18 cm 遠方
F3h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+18 cm 遠方
F4h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+10 cm 遠方
F4h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+10 cm 遠方
F5h2H	前	h_2	水平	F6h2	受信アンテナから+2 cm 遠方
F5h2V	前	h_2	垂直	F6h2	受信アンテナから+2 cm 遠方
F6h2H	前	h_2	水平	F6h2	＝参照点（前、h_2）
F6h2V	前	h_2	垂直	F6h2	＝参照点（前、h_2）

注　これらの S_{VSWR} 測定はどのような順番で行ってもよい。

技-91	２．２．３　S_{VSWR}による試験場の確認－標準的な試験手順 以下の手続きにおいて、位置はP_{mnopq}と記す。ここで、添字は表1の最初の列に示されている位置の名前に対応している。測定された信号Mは、おのおのの位置における、受信された電界あるいは受信電圧であり、上と同様に、P_{mnopq}のように添字で表す。例えば、P_{F1h1H} は位置はF1、高さは1、水平偏波で、その測定信号 (dB) は、M_{F1h1H}で表す。 a) 送信源を参照点である前面6の位置に、高さ1、水平偏波の状態で置く（P_{F6h1H}）。受信アンテナを同じく水平偏波にし、受信アンテナの参照点から送信源までの距離を、試験距離 D とする。受信アンテナ高は、送信源の全ての測定位置に対して同じ高さにすること。 b) すべての測定周波数範囲にわたり、表示された受信信号が周囲雑音や測定用受信機あるいはスペクトラムアナライザの表示雑音から少なくとも 20 dB は高いこと。そうでない場合は、表示された背景雑音よりも 20 dB よりも高いレベルを適切に維持するために、異なる機器（送受アンテナ、ケーブル、信号源、プリアンプ）か、および／または分割した周波数範囲を使う必要がある。 c) 各々の周波数に対して、測定信号レベル M_{F6h1H} を記録すること。連続的な周波数掃引測定やステップ的な周波数の増加を用いてもよい。ステップ的な測定を行う場合はその増加幅は 50 MHz 以下とすること。	２．２．３　S_{VSWR}による試験場の適合性確認－標準的な試験手順 以下の手順において、測定点はP_{mnopq}と記す。ここで、添字は表2の最初の列に示されている測定点の名前に対応している。測定値Mは、おのおのの測定点における、受信された電界あるいは受信電圧であり、上と同様に、M_{mnopq}のように添字で表す。例えば、P_{F1h1H} は測定点F1、高さはh1、水平偏波で、その測定値 (dB) は、M_{F1h1H}で表す。 a) 送信アンテナを参照点である前面6の測定点に、高さ h1、水平偏波の状態で置く（P_{F6h1H}）。受信アンテナを同じく水平偏波にし、受信アンテナの参照点から送信アンテナまでの距離を、試験距離 D とする。受信アンテナ高は、全ての測定点に対して送信アンテナと同じ高さにすること。 b) すべての測定周波数範囲にわたり、表示された受信信号が周囲雑音や測定用受信機あるいはスペクトラムアナライザの表示雑音から少なくとも 20 dB は高いこと。そうでない場合は、表示された背景雑音よりも 20 dB よりも高いレベルを適切に維持するために、異なる機器（送受アンテナ、ケーブル、信号源、プリアンプ）か、および／または分割した周波数範囲を使う必要がある。 c) 各々の周波数に対して、測定値 M_{F6h1H} を記録すること。 連続的な周波数掃引測定やステップ的な周波数の増加を用いてもよい。ステップ的な測定を行う場合はその増加幅は 50 MHz 以下とすること。	変更 変更

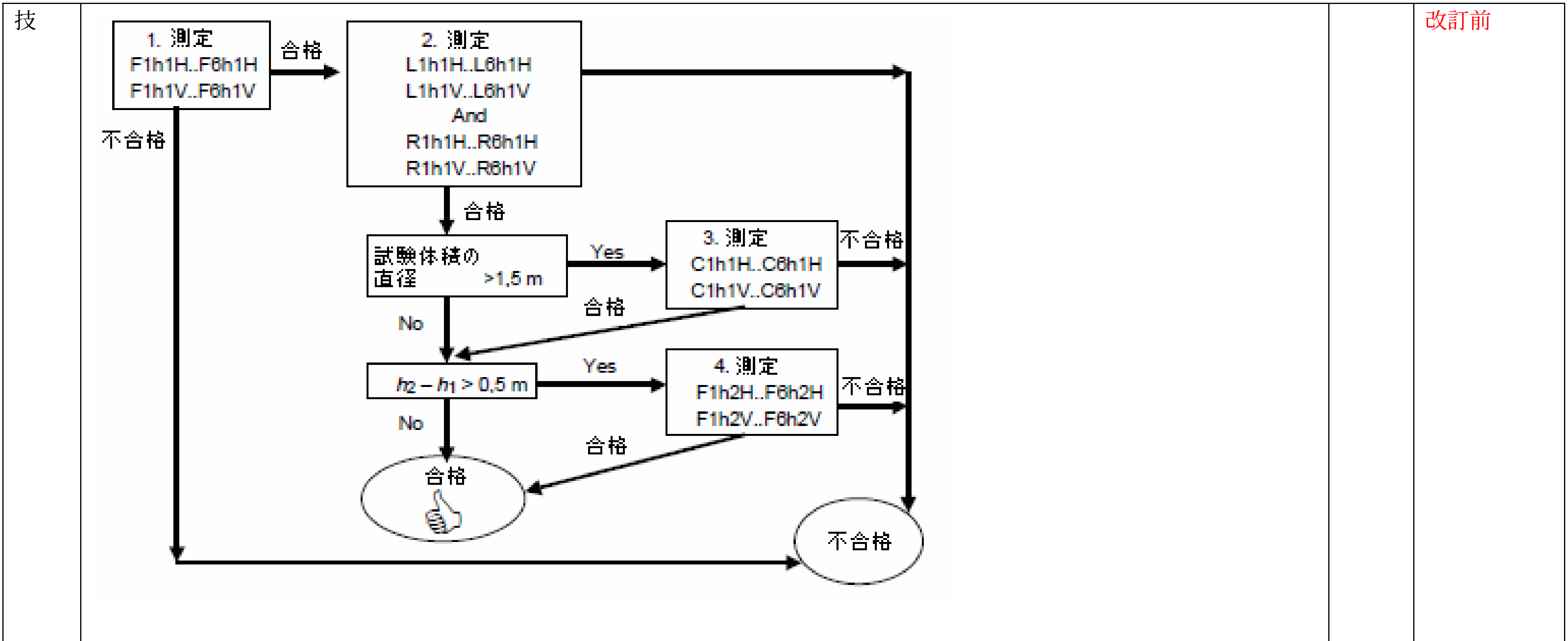
	d) 送信源を表1 (2.2.2 項) に示す前面の他の5個の位置に、高さ1、水平偏波の状態にして置き、手順 a)から c)を繰り返す。前面、高さ1、水平偏波に対して、受信アンテナからの離隔距離を表1に示すように変化させながら、全部で6個の測定 (M_{F1h1H} から M_{F6h1H}) を行う。 e) 送信源および受信アンテナの偏波を垂直に変えて、前述の測定を位置 P_{F1h1V} から P_{F6h1V} に対して行い、指示値 M_{F1h1V} から M_{F6h1V} を得る。 f) 全ての測定に対して、測定された電界あるいは電圧のデータを式(3)を用いて、表5の参照点の距離に対して規格化する： $$M'_{mnopq} = M_{mnopq} + 20\log\left(\frac{D_{mnopq}}{D_{ref}}\right) \quad \text{(dB)} \qquad (3)$$ ここで、D_{mnopq}は測定位置に対する実際の距離、D_{ref}は参照点に対する離隔距離、M_{mnopq}はデシベル単位で表した測定信号（電界あるいは受信機電圧）である。各々の測定位置は異なる参照点、すなわち表1の P_{mnopq}に対しては位置6に相当する点を持つことに注意する必要がある。 g) 式(1)または式(2)を用いて、水平偏波に対して S_{VSWR} を計算する。式(2)を用いれば、$S_{VSWR,dB}$ は、6つの測定点に対して位置補正（ステップ f)）を行った後で、最高受信レベル $M_{max,dB}$ から最低受信レベル $M_{min,dB}$ を引くことによって得られる。垂直偏波に対して得られた指示値に対して	d) 送信アンテナを表 2 (2.2.2 項) に示す前面の他の5つの測定点に、高さ h1、水平偏波の状態にし、手順 a)から c)を繰り返す。前面、高さ h1、水平偏波に対して、受信アンテナからの離隔距離を表 2 に示すように変化させながら、全部で6つの測定 (M_{F1h1H} から M_{F6h1H}) を行う。 e) 送信アンテナおよび受信アンテナの偏波を垂直に変えて、前述の測定を測定点 P_{F1h1V} から P_{F6h1V} に対して行い、測定値 M_{F1h1V} から M_{F6h1V} を得る。 f) 全ての測定に対して、測定された電界あるいは電圧のデータを式(3)を用いて、表 2 の送信アンテナの参照点の距離に対して正規化する： $$M'_{mnopq} = M_{mnopq} + 20\log\left(\frac{D_{mnopq}}{D_{ref}}\right) \quad \text{(dB)} \qquad (3)$$ ここで、D_{mnopq}は測定点に対する実際の距離、D_{ref}は参照点に対する離隔距離、M_{mnopq}はデシベル単位で表した測定値（電界あるいは受信機電圧）である。各々の測定位置（前、右、左、中心）は異なる送信アンテナの参照点、すなわち表2の測定点6に相当する点を持つことに注意する必要がある。 g) 式(1)または式(2)を用いて、水平偏波に対して S_{VSWR} を計算する。式(2)を用いれば、$S_{VSWR,dB}$ は、6つの測定点に対して位置補正（ステップ f)）を行った後で、最高受信レベル $M'_{max,dB}$ から最低受信レベル $M'_{min,dB}$ を引くことによって得られる。垂直偏波に対して得られた測定値に対しても同じ計算を繰り	変更

	も同じ計算を繰り返す。 h) 各々の偏波に対して、S_{VSWR} は 2.1 項の判定基準を満足しなければならない。 i) a)から h)までのステップを、試験体積の左と右の位置に対しても行う。送信源を左または右に移動した場合、送信源アンテナのボアサイト方向が受信アンテナを向くように注意すること。一方、受信アンテナは中心位置を向いている（両側の位置を向かない）ようにすること。これは、EUT の測定を行う際に向いているのと同じ方向である。 j) もし、2.2.5 項によって要求されるのであれば、上記の前面での測定手順を、2 番目の高さに対して要求される測定に対しても繰り返す。2 番目の高さにおいて測定を行う際は、受信アンテナは送信アンテナと同じ高さとなるようにすること。	返す。 h) 各々の偏波に対して、S_{VSWR} は 2.1 項の判定基準を満足しなければならない。 i) a)から h)までのステップを、テストボリュームの左と右の測定位置に対しても行う。送信アンテナを左または右に移動した場合、送信アンテナは受信アンテナを向くように注意すること。一方、受信アンテナは中心位置を向いている（両側の位置を向かない）ようにすること。これは、EUT の測定を行う際に向いているのと同じ方向である。ただし、適合性確認を実施する周波数範囲における受信アンテナの 3dB ビームの最小値がテストボリュームの直径を包含できない場合には、テストボリュームの左と右の測定位置での試験を省略してもよい。 j) もし、2.2.5 項によって要求されるのであれば、上記の前面での測定手順を、2 番目の高さ h2 に対して繰り返す。2 番目の高さ h2 において測定を行う際は、受信アンテナは送信アンテナと同じ高さとなるようにすること。	変更 追加
技-93	２．２．４ S_{VSWR} による試験場の確認－等方性電界プローブを用いた相反的な試験手順 遮蔽された室（例えば 6 面電波暗室や 5 面電波暗室）の評価では、表1の要求される位置に等方性電界プローブを置き、放射妨害波測定に用いる受信アンテナを用いて、試験体積を照射することによって S_{VSWR} の評価を行ってもよい。この規格の目的のために、この方法を“相反的な” S_{VSWR} の評価法と呼ぶ。この相反的な S_{VSWR} の評価法におい	２．２．４ S_{VSWR} による試験場の適合性確認－等方性電界プローブを用いた相反的な試験手順 遮蔽された室（例えば 6 面電波暗室や 5 面電波暗室）の評価では、表2で要求される測定点に等方性電界プローブを置き、放射電界強度測定に用いる受信アンテナを用いて、テストボリュームに照射することによって S_{VSWR} の評価を行ってもよい。この方法を“相反的な” S_{VSWR} の評価法と呼ぶ。この相反的な S_{VSWR} の評価法においては、EUTの測定に用いる受信アンテナは、テストボ	追加 変更

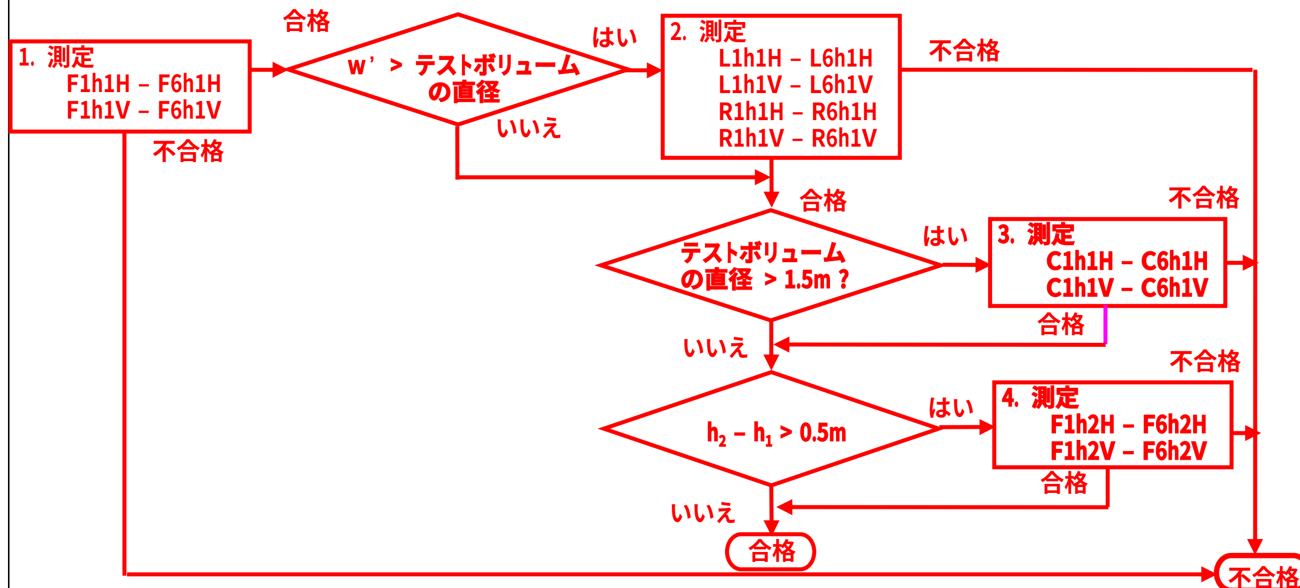
	ては、EUTの測定に用いる受信アンテナは、試験体積中の電界プローブを照射するのに用いられるので"送信アンテナ"と呼ばれる。等方性電界プローブは、2.2.1項で規定される放射パターンの仕様を満足しなければならない。プローブは、送信アンテナの偏波と同一、すなわちプローブ内の受信エレメントの位置や向きが既知でなければならない。 等方性電界プローブを用いた相反的なS_{VSWR}の評価法の試験手順は以下のとおりである。	リューム中の電界プローブに照射するのに用いられるので"送信アンテナ"と呼ばれる。等方性電界プローブは、2.2.1項で規定される放射パターンの仕様を満足しなければならない。プローブは、送信アンテナの偏波と同一、すなわちプローブ内の受信エレメントの位置や向きが既知でなければならない。 等方性電界プローブを用いた相反的なS_{VSWR}の評価法の試験手順は以下のとおりである。	
	a) 電界プローブを参照点である前面6の位置に、高さ1、水平偏波の状態で置く（P_{F6h1H}）。送信アンテナを、試験体積の縁からそのアンテナの参照点までの距離を、試験距離 D とする。送信アンテナ高は、電界プローブの全ての位置に対して同じ高さにすること。	a) 電界プローブを参照点である前面6の測定点に、高さ h1、水平偏波の状態で置く（P_{F6h1H}）。テストボリュームの縁から送信アンテナの参照点までの距離を、試験距離 D とする。送信アンテナ高は、全ての位置に対して電界プローブと同じ高さにすること。	変更 変更
	b) 電界強度の大きさが、そのプローブの正常な機能を満足するために十分であることを確認すること。適切な電界強度を設定するための装置と手順のガイダンスについては、そのプローブの仕様（適切な感度と測定不確かさ）を扱っている製造者に確認すること。また、送信システムとプローブシステムの直線性は確認することが望ましい。また、高調波については基本信号の少なくとも 15 dB 以下のレベルに抑制すること。送信電力の変動は試験結果における変動を生じさせるので、試験中の進行波電力をモニタするための方向性結合器の使用を推奨する。信号源の不安定性による変動（例えば、悪いケーブルの接続、プリアンプの余熱時間に関	b) 電界強度の大きさが、電界プローブの正常な機能を満足するために十分であることを確認すること。適切な電界強度を設定するための装置と手順のガイダンスについては、そのプローブの仕様（適切な感度と測定不確かさ）を扱っている製造者に確認すること。また、送信システムとプローブシステムの直線性を確認することが望ましい。また、高調波については基本信号の少なくとも 15 dB 以下のレベルに抑制すること。送信電力の変動は試験結果の変動を生じさせるので、試験中の進行波電力をモニタするための方向性結合器の使用を推奨する。信号源の不安定性による変動（例えば、悪いケーブルの接続、プリアンプの余熱時間に関連する変動、等々）は測定結果の付加的な変動の原因（すなわち、擬似	追加

	連する変動、等々）は測定結果の付加的な変動の原因（すなわち、擬似的に高い S_{VSWR} の値）となるので安定した送信信号を準備することは重要である。	的に高い S_{VSWR} の値）となるので安定した送信信号を準備することは重要である。	
	c) 各々の周波数に対して、測定信号レベル M_{F6h1H} を記録すること。連続的な周波数掃引測定やステップ的な周波数の増加を用いてもよい。ステップ的な測定を行う場合はその増加幅は 50 MHz 以下とすること。	c) 各々の周波数に対して、測定値 M_{F6h1H} を記録すること。連続的な周波数掃引測定やステップ的な周波数の増加を用いてもよい。ステップ的な測定を行う場合はその増加幅は 50 MHz 以下とすること。	変更
	d) 電界プローブを表1（2.2.2 項）に示す前面の他の5個の位置に、高さ1、水平偏波の状態にして置き、手順 c)を繰り返す。前面、高さ1、水平偏波に対して、受信アンテナからの離隔距離を表1に示すように変化させながら、全部で6個の測定（M_{F1h1H} から M_{F6h1H}）を行う。	d) 電界プローブを表 2（2.2.2 項）に示す前面の他の5つの測定点に、高さ h1、水平偏波の状態にして置き、手順 c)を繰り返す。前面、高さ h1、水平偏波に対して、送信アンテナからの離隔距離を表 2 に示すように変化させながら、全部で6つの測定（M_{F1h1H} から M_{F6h1H}）を行う。	
	e) 電界プローブおよびアンテナの偏波を垂直に変えて、前述の測定を位置 P_{F1h1V} から P_{F6h1V} に対して行い、指示値 M_{F1h1V} から M_{F6h1V} を得る。	e) 電界プローブおよび送信アンテナの偏波を垂直に変えて、前述の測定を測定点 P_{F1h1V} から P_{F6h1V} に対して行い、測定値 M_{F1h1V} から M_{F6h1V} を得る。	
	f) 全ての測定に対して、測定されたデータを式(3)を用いて規格化する。	f) 全ての測定に対して、測定されたデータを式(3)を用いて正規化する。	
	g) 式(1)または式(2)を用いて、水平偏波に対して S_{VSWR} を計算する。式(2)を用いれば、$S_{VSWR,dB}$ は、6つの測定点に対して位置補正（ステップ f)）を行った後で、最高受信レベル $M_{max,dB}$ から最低受信レベル $M_{min,dB}$ を引くことによって得られる。垂直偏波に対して得られた指示値に対しても同じ計算を繰り返す。	g) 式(1)または式(2)を用いて、水平偏波に対して S_{VSWR} を計算する。式(2)を用いれば、$S_{VSWR,dB}$ は、6つの測定点に対して位置補正（ステップ f)）を行った後で、最高受信レベル $M'_{max,dB}$ から最低受信レベル $M'_{min,dB}$ を引くことによって得られる。垂直偏波に対して得られた測定値に対しても同じ計算を繰り返す。	
	h) 各々の偏波に対して、S_{VSWR} は 2.1 項の判定基準を満足しなければならない。	h) 各々の偏波に対して、S_{VSWR} は 2.1 項の判定基準を満足しなければならない。	
	i) 上記の手順を、試験体積の左と右の位置に対しても行う。この相反的な S_{VSWR} の評価法に対しては、プローブ	i) 上記の手順を、テストボリュームの左と右の測定位置に対しても行う。この相反的な S_{VSWR} の評価法に対しては、プローブ	

	が送信アンテナの参照点を向くように方向を調節してもよい。一方、送信アンテナは中心位置を向いている(両側の位置を向かない)ようにすること。これは、EUTの測定を行う際に向いているのと同じ方向である。 j) もし、2.2.5 項によって要求されるのであれば、上記の前面での測定手順を、2番目の高さに対して要求される測定に対しても繰り返す。2 番目の高さにおいて測定を行う際は、プローブは送信アンテナと同じ高さとなるようにすること。	が送信アンテナの参照点を向くように注意すること。一方、送信アンテナは中心位置を向いている(両側の位置を向かない)ようにすること。これは、EUT の測定を行う際に向いているのと同じ方向である。ただし、適合性確認を実施する周波数範囲において受信アンテナの 3dB ビームの最小値がテストボリュームの直径を包含できない場合には、テストボリュームの左と右の測定位置での試験を省略してもよい。 j) もし、2.2.5 項によって要求されるのであれば、上記の前面での測定手順を、2番目の高さに対して要求される測定に対しても繰り返す。2 番目の高さにおいて測定を行う際は、プローブは送信アンテナと同じ高さとなるようにすること。	変更 追加
技-94	２．２．５　条件付試験位置に関する要求条件 図3、図4、表1に示すように、試験体積の大きさに依存して、追加的な試験位置が要求される。図5は、いつこの追加的な測定が必要となるかを規定しているフローチャートである。	２．２．５　条件付測定位置に関する要求条件 図3、図4、表 2 に示すように、テストボリュームの大きさに依存して、追加的な測定位置が要求される。図5は、いつこの追加的な測定が必要となるかを規定しているフローチャートである。	変更

技	1. 測定
F1h1H..F6h1H
F1h1V..F6h1V
合格
2. 測定
L1h1H..L6h1H
L1h1V..L6h1V
And
R1h1H..R6h1H
R1h1V..R6h1V
不合格
合格
試験体積の
直径 >1,5 m
Yes
3. 測定
C1h1H..C6h1H
C1h1V..C6h1V
不合格
合格
No
h2 – h1 > 0,5 m
Yes
4. 測定
F1h2H..F6h2H
F1h2V..F6h2V
不合格
合格
No
合格
不合格		改訂前

改訂後



注1　w’ = 2×（d＋r）×tan(0.5×θ $_{3dBmin}$)　：　距離d＋rにおいてθ $_{3dBmin}$ が包含する水平線の長さ

d　：　測

r　：　テストボリュームの半径

θ $_{3dBmin}$　：　適合性確認を実施する周波数範囲における受信アンテナの 3dB ビーム幅の最小値

注2　測定は、必ずしも図の順番に行う必定距離要はなく、全ての測定データが得られるように任意の順番に行ってもよい。

図5　追加試験位置に対する要求

<table>
<tr>
<td>技
-95</td>
<td>

２．２．６　S_{VSWR} 法による試験場適合性試験レポート

表2は、基本的な要求位置および 2.2.5 項の条件付位置での測定結果を含めて、すべての要求される可能性のある S_{VSWR} の測定と計算の概要を表にしたものである。

表2　S_{VSWR} の報告に対する要求条件

表2　S_{VSWR} の報告に対する要求条件

<table>
<tr><th>場所</th><th>高さ</th><th>偏波</th><th>型</th><th>S_{VSWR}　dB</th></tr>
<tr><td>前</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h1H} \cdots \mathcal{S}_{F6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{F1h1H} \cdots \mathcal{S}_{F6h1H})$</td></tr>
<tr><td>前</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h1V} \cdots \mathcal{S}_{F6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{F1h1V} \cdots \mathcal{S}_{F6h1V})$</td></tr>
<tr><td>右</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{R1h1H} \cdots \mathcal{S}_{R6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{R1h1H} \cdots \mathcal{S}_{R6h1H})$</td></tr>
<tr><td>右</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{R1h1V} \cdots \mathcal{S}_{R6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{R1h1V} \cdots \mathcal{S}_{R6h1V})$</td></tr>
<tr><td>左</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{L1h1H} \cdots \mathcal{S}_{L6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{L1h1H} \cdots \mathcal{S}_{L6h1H})$</td></tr>
<tr><td>左</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{L1h1V} \cdots \mathcal{S}_{L6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{L1h1V} \cdots \mathcal{S}_{L6h1V})$</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>中心</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{C1h1H} \cdots \mathcal{S}_{C6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{C1h1H} \cdots \mathcal{S}_{C6h1H})$</td></tr>
<tr><td>中心</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{C1h1V} \cdots \mathcal{S}_{C6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{C1h1V} \cdots \mathcal{S}_{C6h1V})$</td></tr>
<tr><td>前</td><td>h_2</td><td>水平</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h2H} \cdots \mathcal{S}_{F6h2H}) - Min(\mathcal{S}_{F1h2H} \cdots \mathcal{S}_{F6h2H})$</td></tr>
<tr><td>前</td><td>h_2</td><td>垂直</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h2V} \cdots \mathcal{S}_{F6h2V}) - Min(\mathcal{S}_{F1h2V} \cdots \mathcal{S}_{F6h2V})$</td></tr>
</table>

前記の S_{VSWR} の計算と報告の要求条件は、全ての試験周波数に適用される。

</td>
<td>

２．２．６　S_{VSWR} 法による試験場適合性試験レポート

表3は、基本的な要求位置および 2.2.5 項の条件付位置での測定結果を含めて、要求される可能性のあるすべての S_{VSWR} の測定と計算の概要を表にしたものである。

表3　S_{VSWR} の報告に対する要求条件

表2　S_{VSWR} の報告に対する要求条件

<table>
<tr><th>場所</th><th>高さ</th><th>偏波</th><th>型</th><th>S_{VSWR}　dB</th></tr>
<tr><td>前</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h1H} \cdots \mathcal{S}_{F6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{F1h1H} \cdots \mathcal{S}_{F6h1H})$</td></tr>
<tr><td>前</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h1V} \cdots \mathcal{S}_{F6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{F1h1V} \cdots \mathcal{S}_{F6h1V})$</td></tr>
<tr><td>右</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{R1h1H} \cdots \mathcal{S}_{R6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{R1h1H} \cdots \mathcal{S}_{R6h1H})$</td></tr>
<tr><td>右</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{R1h1V} \cdots \mathcal{S}_{R6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{R1h1V} \cdots \mathcal{S}_{R6h1V})$</td></tr>
<tr><td>左</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{L1h1H} \cdots \mathcal{S}_{L6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{L1h1H} \cdots \mathcal{S}_{L6h1H})$</td></tr>
<tr><td>左</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>標準</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{L1h1V} \cdots \mathcal{S}_{L6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{L1h1V} \cdots \mathcal{S}_{L6h1V})$</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>中心</td><td>h_1</td><td>水平</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{C1h1H} \cdots \mathcal{S}_{C6h1H}) - Min(\mathcal{S}_{C1h1H} \cdots \mathcal{S}_{C6h1H})$</td></tr>
<tr><td>中心</td><td>h_1</td><td>垂直</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{C1h1V} \cdots \mathcal{S}_{C6h1V}) - Min(\mathcal{S}_{C1h1V} \cdots \mathcal{S}_{C6h1V})$</td></tr>
<tr><td>前</td><td>h_2</td><td>水平</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h2H} \cdots \mathcal{S}_{F6h2H}) - Min(\mathcal{S}_{F1h2H} \cdots \mathcal{S}_{F6h2H})$</td></tr>
<tr><td>前</td><td>h_2</td><td>垂直</td><td>追加</td><td>$= Max(\mathcal{S}_{F1h2V} \cdots \mathcal{S}_{F6h2V}) - Min(\mathcal{S}_{F1h2V} \cdots \mathcal{S}_{F6h2V})$</td></tr>
</table>

前記の S_{VSWR} の計算と報告の要求条件は、全ての試験周波数に適用される。

</td>
<td>**変更**</td>
</tr>
<tr>
<td>技
-95</td>
<td>

２．２．７　S_{VSWR} による試験場適合性試験法の制限

2.2.2 項で選択され、前述の手続きに含まれている測定ポイ

</td>
<td>

２．２．７　S_{VSWR} による試験場適合性確認試験法の制限

2.2.2 項で選択され、前述の手順により評価された測定点

</td>
<td>**追加
変更**</td>
</tr>
</table>

	ントは、1 GHz から 18 GHz の周波数にわたる試験場の S_{VSWR} の全ての測定を意図したものである。しかしながら、2.2.3 項や 2.2.4 項の手続きを使って特定の周波数 f の最大 S_{VSWR} は、いつも得られるわけではないことに注意する必要がある。従って、単一周波数の測定に基づく S_{VSWR} はの適合性の表明は避けるべきである。しかし、周囲のオクターブ (0.5f から 2f) 内において、前記の手続きによって得られた最大値は、その周波数帯内の全ての周波数に対する S_{VSWR} の最悪値の典型的な代表値である。 単一周波数の詳細な S_{VSWR} の結果を必要とするときは、図 3 や図 4 に示す直線に沿って、6 点以上の測定点で測定することによって、上記の方法を改良することができる。付加的なデータの測定点を評価したいときは、非等間隔で、送信アンテナ (相反的な S_{VSWR} の評価法においては電界プローブ) の距離移動に基づいて、対象周波数の 4 分の 1 波長間隔となるように選択することが望ましい。	(6 点) は、1 GHz 超の周波数において試験場の S_{VSWR} の全ての測定を意図したものである。しかしながら、2.2.3 項や 2.2.4 項の手順を使って特定の周波数 f における最大 S_{VSWR} は、いつも得られるわけではないことに注意する必要がある。従って、単一周波数の測定のみで S_{VSWR} の適合性を評価してはいけない。	変更 以下削除
技-95	3 代替試験場 どのような試験場も、自由空間条件を満たしていれば、試験に用いることができる。		削除
試-7	6．LAN装置 6．1 供試装置の構成 1．1に準ずる。 6．2 供試装置の配置、ケーブル類の処理	6．LAN装置 6．1 供試装置の構成 1．1に準ずる。 6．2 供試装置の配置、ケーブル類の処理	

	１．２に準ずる。 ６．３　動作条件 ＬＡＮとして使用する場合は 10%を超えるＬＡＮ利用率（トラヒック量）を，最低 250ms 維持することが必要である。試験トラフィックの内容は，実際のデータ伝送（例，ランダム：圧縮または暗号化したファイル，周期的：圧縮していない画像ファイル，メモリーダンプ，スクリーン更新，ディスクイメージ）を模擬するため，周期的メッセージと擬似ランダムメッセージの両者を含む必要がある。ＬＡＮがアイドル時間中も送信を続けている場合には，その時間についても測定を行なうこと。	１．２に準ずる。 ６．３　動作条件 データ転送の状態を保持するために、 －データ転送モードにおいて試験をする －試験報告書にデータ転送を行った、ファイル形式、容量等を記述すること（例えば、ワードファイル、ＤＶＤイメージ、その他データファイル、１００Ｍ（試験中はデータ転送であること）等）。	削除 （データ転送モードであれば 10%程度のトラヒックとなる） 変更 追加
試 -8	９．３　動作条件 ・静止画・動画再生モード ・静止画・動画再生モード ・データ転送モード	９．３　動作条件 ・静止画・動画表示モード（スタンバイ） ・静止画・動画再生モード ・データ転送モード	修正
校 -1	測定機器の校正および点検 〈まえがき〉 本付則は，ＶＣＣＩの対象とする情報技術装置等からの妨害波の測定に使用する機器について，その校正および点検について述べたものである。 測定機器の校正は，CISPR 16-1-1 Ed2.1:2006 第1-1部 無線妨害波及びイミュニティ測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティ測定装置を基準とするが，そ	測定機器の校正および点検 〈まえがき〉 本付則は，ＶＣＣＩの対象とする情報技術装置等からの妨害波の測定に使用する機器について，その校正および点検について述べたものである。 測定機器の校正は，CISPR 16-1-1 Ed2.1:2006 第1-1部 無線妨害波及びイミュニティ測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティ測定装置を基準とするが，そ	

	のうち正確さに大きく関係するものをこの付則で取り上げた。また一般的事項は，CISPR 16-1-1 Ed2.1:2006 第 1-1 部 無線妨害波及びイミュニティ測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティ測定装置を参照すること。	のうち正確さに大きく関係するものをこの付則で取り上げた。また一般的事項は，CISPR 16-1-1 Ed2.1:2006 第 1-1 部 無線妨害波及びイミュニティ測定装置特性および測定法－無線妨害波およびイミュニティ測定装置を参照すること。 測定機器の校正については、一年以内の校正周期を推奨する。技術基準 5.1.3 「測定機器」を参照のこと。	追加
登-1 登-1	付則 2 Ｖ－５／２００８．０４ **測定設備等の登録に関する規程** 1992.10.01 制 定 2008.04.01 改訂 15 版 2008.04.01 適用開始 (登録の申請) 第 3 条 会員は，登録を希望する測定設備等が，第４条の登録に関する要件に合致することを確認した後に，測定設備等登録申請書（様式 101，102Ａ，102Ｂ），測定設備等登録申請付属書（様式 103～106，109Ａ，109Ｂ （110Ａ，110Ｂ)，111）および添付を要する資料（サイトアッテネーション測定データは申請の６ヶ月以内のもの）を個々の測定設備毎に付則２－２によって作成し，審査料を添えて協議会に提出し，登録を申請しなければならない。 ただし，申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場	付則 2 Ｖ－５／２００９．０４ **測定設備等の登録に関する規程** 1992.10.01 制 定 2009.04.01 改訂 16 版 2009.04.01 適用開始 (登録の申請) 第 3 条 会員は，登録を希望する測定設備等が，第４条の登録に関する要件に合致することを確認した後に，測定設備等登録申請書（様式 101,101G,102Ａ，102Ｂ），測定設備等登録申請付属書（様式 101,101G,102A,102B により指示された書式)、および添付を要する資料（サイトアッテネーション測定データおよびサイト VSWR 法によるサイト評価データは申請の６ヶ月以内のもの）を個々の測定設備毎に付則２－２によって作成し，審査料を添えて協議会に提出し，登録を申請しなければならない。	 追加

	合は，別途請求書によるものとし，後日，指定の銀行口座へ振込まなければならない。	ただし，申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は， 別途請求書によるものとし，後日，指定の銀行口座へ振込まなければならない。	
登-3	(登録の更新申請) 第 10 条　会員は，有効期間後も引続き登録を希望するときは，有効期間終了の6ヶ月前から3ヶ月前までに，登録の更新申請を行わねばならない。 1)　第3条により登録を行った測定設備等の更新申請は，現に登録をされている測定設備等が第4条の登録に関する要件に合致し、直近の登録時からの変化が無い場合，または変化が少ない場合に適用できる。登録の更新を希望する会員は，測定設備等の登録更新申請書（様式 107，108A，108B），測定設備等登録申請付属書（様式 106，109A，109B（110A，110B），111 等）および添付を要する資料（サイトアッテネーション測定データは申請の6ヵ月以内のもの）を作成し，更新申請の為の審査料を添えて協議会に提出し，登録の更新申請を行う。 3)　第15条により登録した測定設備等の更新申請の場合は，測定設備等登録／更新申請書(様式 201，202A，202B)を作成し協議会に提出し、登録の更新申請を行う。本項による更新申請の場合，審査は行わない。従って第13条の審査費用は不要である。 第3条または第14条により既登録済みの測定設備等を新たに第15条により再申請する場合も本項による更新申請を適用することができる。また第15条による更新申請の場合は審査を行わないためこの場合に限り、有効期間終了の3ヵ月前から	(登録の更新申請) 第 10 条　会員は，有効期間後も引続き登録を希望するときは，有効期間終了の6ヶ月前から3ヶ月前までに，登録の更新申請を行わねばならない。 1)　第3条により登録を行った測定設備等の更新申請は，現に登録をされている測定設備等が第4条の登録に関する要件に合致し、直近の登録時からの変化が無い場合，または変化が少ない場合に適用できる。登録の更新を希望する会員は，測定設備等の登録更新申請書（様式 107,107G,108A，108B），測定設備等登録申請付属書（様式 107,107G,108A,108B により指示された書式）および添付を要する資料（サイトアッテネーション測定データおよびサイト VSWR 法によるサイト評価データは申請の6ヵ月以内のもの）を作成し，更新申請の為の審査料を添えて協議会に提出し，登録の更新申請を行う。 3)　第15条により登録した測定設備等の更新申請の場合は，測定設備等登録／更新申請書(様式 201,201G,202A，202B)を作成し協議会に提出し、登録の更新申請を行う。本項による更新申請の場合，審査は行わない。従って第13条の審査費用は不要である。 第3条または第14条により既登録済みの測定設備等を新たに第15条により再申請する場合も本項による更新申請を適用することができる。また第15条による更新申請の場合は審	追加

	1ヵ月前までに登録の更新申請をすることができる。	査を行わないためこの場合に限り、有効期間終了の3ヵ月前から1ヵ月前までに登録の更新申請をすることができる。	
登-5	第 14 条 1) 会員は， CISPR 勧告に準じて定められた規格に則して運用されている、本条2) 項に列記した諸外国の機関により，承認を受けた測定設備等について登録をしたい場合，第3条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。 測定設備等登録申請書(様式 151，152A)および測定設備審査等登録申請付属書を作成し，測定設備等登録申請書に承認の際適用した規格，機関名を記すと共に，その機関に提出した申請書類の写し一式 (初回および更新時の資料を含む)，合格を証する書類の写しおよび審査料を添付して申請する。 ただし，申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は，別途請求書によるものとし，後日，指定の銀行口座へ振込まなければならない。 なお，諸外国の機関で通信ポート測定設備が承認対象になっていない場合は，別途，通信ポート測定設備の追加登録が必要である。 協議会は，第4条の登録に関する要件に代えて、諸外国の規格と機関の審査結果を準用して第5条により審査を行う。審査が終了したら、第6条により審査結果の通知を行い、審査結果が承認であった場合は第7条により登録証を	第 14 条 1) 会員は， CISPR 勧告に準じて定められた規格に則して運用されている、本条2) 項に列記した諸外国の機関により，承認を受けた測定設備等について登録をしたい場合，第3条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。 測定設備等登録申請書(様式 151，152A)および測定設備審査等登録申請付属書を作成し，測定設備等登録申請書に承認の際適用した規格，機関名を記すと共に，その機関に提出した申請書類の写し一式 (初回および更新時の資料を含む)，合格を証する書類の写しおよび審査料を添付して申請する。 ただし，申請書提出時に審査料の添付がむずかしい場合は，別途請求書によるものとし，後日，指定の銀行口座へ振込まなければならない。 なお，諸外国の機関で通信ポートおよび 1GHz 超(サイト VSWR 法によるサイト評価を含む)測定設備が承認対象になっていない場合は，別途，通信ポートおよび1GHz超測定設備の追加登録が必要である。 協議会は，第4条の登録に関する要件に代えて、諸外国の規格と機関の審査結果を準用して第5条により審査を行う。審査が終了したら、第6条により審査結果の通知を行い、審査結果が承認であった場合は第7条により登録証を	追加

登-6	発行する。この場合の登録の更新申請は第１０条2)項による。 （試験所認定機関により認定された試験所の測定設備等の登録） 第 15 条 1) 会員は，本条 2) 項に定める試験所認定機関により認定された試験所（但しその認定機関が登記された国または地域内での認定に限る）の測定設備について登録をしたい場合，第３条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。 測定設備等登録／更新申請書（様式 201，202A，202B）を作成し，登録を申請する。 なお，試験所認定機関で通信ポート測定設備が認定されていない場合は，別途，通信ポート測定設備の追加登録が必要である。 協議会は、登録の申請書を受領後本条2）項に定めた試験所認定機関により認定された試験所の測定設備であるかを確認し、第６条を準用してその結果を通知する。確認の結果が承認であった場合は、第７条により登録証を発行する。 本条による登録の場合，審査は行わず，従って第１３条の審査費用は不要である。 この場合の登録の更新申請は第１０条 3)項による。	発行する。この場合の登録の更新申請は第１０条2)項による。 （試験所認定機関により認定された試験所の測定設備等の登録） 第 15 条 1) 会員は，本条 2) 項に定める試験所認定機関により認定された試験所（但しその認定機関が登記された国または地域内での認定に限る）の測定設備について登録をしたい場合，第３条の登録申請に代えて次の方法により登録を申請することができる。 測定設備等登録／更新申請書（様式 201，201G，202A，202B）を作成し，登録を申請する。 なお、試験所認定機関で通信ポートおよび１ＧＨｚ超測定設備（サイト VSWR 法によるサイト評価含む）が認定されていない場合は、別途、通信ポートおよび１ＧＨｚ超測定設備の追加登録が必要である 協議会は、登録の申請書を受領後本条2）項に定めた試験所認定機関により認定された試験所の測定設備であるかを確認し、第６条を準用してその結果を通知する。確認の結果が承認であった場合は、第７条により登録証を発行する。 本条による登録の場合，審査は行わず，従って第１３条の審査費用は不要である。 この場合の登録の更新申請は第１０条 3)項による。	追加

記-1	付則　２－２　　　　　　Ｖ－１１／２００８．０４ **測定設備等登録に関する書類の記入要領** 1997.01.20 制　　定 2008.04.01 改訂 08 版 2008.04.01 適用開始 1.申請に必要な書類について 1.1 新規登録の場合 最初に「付則２ 測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2008.04)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/2008.04)の第３条、 (2)(V-5/2008.04)の第１４条、 (3)(V-5/2008.04)の第１５条 注: (V-5/2008.04)の第１４条または第１５条により新規登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング済みであること、付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.1.1 (V-5/2008.04)の第３条による新規登録 １）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 101、及び様式 101 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 102A、及び様式 102A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必	付則　２－２　　　　　　Ｖ－１１／２００９．０４ **測定設備等登録に関する書類の記入要領** 1997.01.20 制　　定 2009.04.01 改訂 09 版 2009.04.01 適用開始 1.申請に必要な書類について 1.1 新規登録の場合 最初に「付則２ 測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2009.04)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/2009.04)の第３条、 (2)(V-5/2009.04)の第１４条、 (3)(V-5/2009.04)の第１５条 注: (V-5/2009.04)の第１４条または第１５条により新規登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング済みであること、付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.1.1 (V-5/2009.04)の第３条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 101、及び様式 101 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 102A、及び様式 102A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必	変更

	要な書類 :様式 102B､及び様式 102B の第５項で添付を要求している資料	要な書類 ：様式 102B､及び様式 102B の第５項で添付を要求している資料	
		（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類：様式 101G､及び様式 101G の第５項で添付を要求している資料	**追加**
	1.1.2 (V-5/2008.04)の第１４条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 151､､及び様式 151 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 :様式 152A､及び様式 152A の第５項で添付を要求している資料	1.1.2 (V-5/2009.04)の第１４条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 151､､及び様式 151 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 152A､及び様式 152A の第５項で添付を要求している資料	
	1.1.3 (V-5/2008.04)の第１５条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 201､及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 :様式 202A､及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 :様式 202B､及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料	1.1.3 (V-5/2009.04)の第１５条による新規登録 （１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 201､及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 202A､及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類 ：様式 202B､及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料	
		（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要	**追加**

		な書類 ：様式 201G､及び様式 201G の第４項で添付を要求している資料	
記-2	1.2　更新登録の場合 最初に「付則２　測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2008.04)を参照し､下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/2008.04)の第３条、 (2)(V-5/2008.04)の第１４条、 (3)(V-5/2008.04)の第１５条 注1：既登録の登録条項と異なる条項で更新登録する場合は有効期間などの条件が変わりますのでご注意ください。 注2：(V-5/2008.04)の第１４条または第１５条により更新登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング申請済みであること､付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.2.1　(V-5/2008.04)の第３条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 107､及び様式 107 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 108A､及び様式 108A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に	1.2　更新登録の場合 最初に「付則２　測定設備等の登録に関する規程」(V-5/2009.04)を参照し､下記のどの条項により登録するのかを確認してください。 (1)(V-5/2009.04)の第３条、 (2)(V-5/2009.04)の第１４条、 (3)(V-5/2009.04)の第１５条 注1：既登録の登録条項と異なる条項で更新登録する場合は有効期間などの条件が変わりますのでご注意ください。 注2：(V-5/2009.04)の第１４条または第１５条により更新登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング申請済みであること､付則２第１５条に定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件です。 1.2.1　(V-5/2009.04)の第３条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 107､及び様式 107 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 108A､及び様式 108A の第５項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に	**追加**

	必要な書類 ：様式 108B、及び様式 108B の第５項で添付を要求している資料	必要な書類 ：様式 108B、及び様式 108B の第５項で添付を要求している資料 （４）1GHz 超放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 107G、及び様式 107G の第５項で添付を要求している資料	追加
	1.2.2　(V-5/2008.04)の第１４条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 157、及び様式 157 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 158A、及び様式 158A の第５項で添付を要求している資料 1.2.3　(V-5/2008.04)の第１５条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 201、及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 202A、及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 202B、及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料	1.2.2　(V-5/2009.04)の第１４条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 157、及び様式 157 の第５項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 様式 158A、及び様式 158A の第５項で添付を要求している資料 1.2.3　(V-5/2009.04)の第１５条による更新登録 （１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 201、及び様式 201 の第４項で添付を要求している資料 （２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 202A、及び様式 202A の第４項で添付を要求している資料 （３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 202B、及び様式 202B の第４項で添付を要求している資料	

		（４）1GHz 超放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類 ：様式 201G、及び様式 201G の第４項で添付を要求している資料	

記-3　申請に必要な様式の一覧

改訂前

種別＼様式	新規									更新								
	V-5/2008.04 第 3 条			V-5/2008.04 第 14 条			V-5/2008.04 第 15 条			V-5/2008.04 第 3 条			V-5/2008.04 第 14 条			V-5/2008.04 第 15 条		
	放射	電源	通信	放射	電源		放射	電源	通信	放射	電源	通信	放射	電源		放射	電源	通信
101	○																	
102A		○																
102B			○															
103	○			○						○			○					
104	○			○						○			○					
105A		○			○						○			○				
105B			○									○						
106	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○				
107										○								
108A											○							
108B												○						
109A	○									○								
109B	○									○								
110A	○									○								
110B	○									○								
111	○									○								
151				○														
152A					○													
157													○					

158A														○				
201							○									○		
202A								○									○	
202B									○									○

○：申請に必要な様式

放射：放射妨害波測定設備

電源：電源ポート伝導妨害波測定設備

通信：通信ポート伝導妨害波測定設備

記-3

申請に必要な様式の一覧

改訂後

種別／様式	新規											更新										
	V-5/2009.04 第 3 条				V-5/2009.04 第 14 条			V-5/2009.04 第 15 条				V-5/2009.04 第 3 条				V-5/2009.04 第 14 条			V-5/2009.04 第 15 条			
	放射	電源	通信	1G	放射	電源		放射	電源	通信	1G	放射	電源	通信	1G	放射	電源		放射	電源	通信	1G
101	○																					
102A		○																				
102B			○																			
103	○				○							○				○						
104	○				○							○				○						
105A		○				○							○				○					
105B			○											○								
106A	○	○			○	○						○	○			○	○					
106B			○											○								
107												○										
108A													○									
108B														○								
109A	○											○										
109B	○											○										
110A	○											○										
110B	○											○										
111	○											○										
151					○																	

追加

152A						○																
157																○						
158A																	○					
201								○											○			
202A									○											○		
202B										○											○	
101G				○																		
103G				○											○							
104G				○											○							
106G				○											○							
107G															○							
111G				○											○							
201G											○											○

○：申請に必要な様式

放射：放射妨害波測定設備

1G：1GHz 超放射妨害波測定設備

電源：電源ポート伝導妨害波測定設備

通信：通信ポート伝導妨害波測定設備

追加

記-4	2.　各書類の記入上の注意 2.１　様式 101､102Ａおよび 102Ｂ （１）1 項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 （２）1 項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所	2.　各類の記入上の注意 2.１　様式 101､101G､102Ａおよび 102Ｂ （１）1 項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 （２）1 項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所	追加

	氏名を記入した文書を添付してください。 (３)１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 (４)２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ② ○○○工場　　Aサイト (５)３項：様式 101 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2008.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 (６)「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。 2..2　様式 103，104 (１) 様式 103Ⅰ，２項（ａ）：金属大地面が方形でない場合は，『添付図面参照』と記述し，金属大地面の形状が分かる図面を添付する。 (２) Ⅰ，３項（ｃ）：付則１技術基準 5.3.3.4 に該当する埋め込み型の回転台を使用している場合は，回転台の周縁と金属大地面との間に設ける電気的（高周波的）な結合構造（接触構造の場合は接触	氏名を記入した文書を添付してください。 (３)１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 (４)２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ② ○○○工場　　Aサイト (５)３項：様式 101 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2009.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 (６)３項：様式 101G の場合はサイト評価に適用した方法（いずれか１つ）を選択して記入する。 (７)「審査料」欄：審査費用の支払方法は原則として「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄の「請求書による支払い」にする。 2.2　様式 103、103G、104 および 104G (１) 様式 103Ⅰ，２項（ａ）：金属大地面が方形でない場合は，『添付図面参照』と記述し，金属大地面の形状が分かる図面を添付する。 (２) Ⅰ，３項（ｃ）：付則１技術基準 5.3.3.4 に該当する埋め込み型の回転台を使用している場合は，回転台の周縁と金属大地面との間に設ける電気的（高周波的）な結合構造（接触構造の場合は接触	追加

	点の構造と接触点の数（例：ブラシ式　20ヶ所））を記入し，構造の分かる図面又は写真を添付すること。 2.3　様式 105A、105B （１）Ⅰ，２項（ａ）：使用している基準金属面にチェックマークを付け、その大きさを記入すること。 （２）Ⅰ，２項（ｂ）：シールド室内などの金属壁面、金属床面を使用せずに可動形の基準金属面を使用する場合は接地金属面との接続方法を記入する。 （３）Ⅰ，２項（ｃ）：水平基準金属面の接地方法を記入する。 （４）Ⅰ，３項（ｂ）：線の長さと太さは必ず単位を記入すること。太さは断面積を記入すること。 2.4　様式 106 （１）放射妨害波測定設備、電源ポート伝導妨害波測定設備、通信ポート伝導妨害波測定設備を同時に登録申請する場合は原則として各設備毎に様式 106 を作成すること。なお、各設備で使用する測定機器がほとんど共通な場合は全てをまとめた様式 106 を作成して、そのコピーを個別に各設備の申請書に添付してください。 （２）ＥＭＩ測定機器欄：ＥＵＴの妨害波を測定するた	点の構造と接触点の数(例:ブラシ式　２０ヶ所))を記入し，構造の分かる図面又は写真を添付すること。 2.3　様式 105A､および 105B （１）Ⅰ，２項（ａ）：使用している基準金属面にチェックマークを付け、その大きさを記入すること。 （２）Ⅰ，２項（ｂ）：シールド室内などの金属壁面、金属床面を使用せずに可動形の基準金属面を使用する場合は接地金属面との接続方法を記入する。 （３）Ⅰ，２項（ｃ）：水平基準金属面の接地方法を記入する。 （４）Ⅰ，３項（ｂ）：線の長さと太さは必ず単位を記入すること。太さは断面積を記入すること。 2.4　様式 106A､106B､および 106G （１）放射妨害波測定設備、電源ポート伝導妨害波測定設備を同時に登録申請する場合は原則として各設備毎に様式 106A を作成すること。なお、各設備で使用する測定機器がほとんど共通な場合は全てをまとめた様式 106A を作成して、そのコピーを個別に各設備の申請書に添付する。また、通信ポート伝導妨害波測定設備の場合は様式 106B を、１GHz 超放射妨害波測定設備の場合は様式 106G を作成する。 （２）ＥＭＩ測定機器欄：ＥＵＴの妨害波を測定するた	追加 追加

	めに使用する機器を表示する。 （注 3）に記載してある記号で表示すること。	めに使用する機器を表示する。 （注 3）に記載してある記号で表示すること。	
記-5	2.5　様式 107、108A および 108B （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）　１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○工場　　**A**サイト （５）　３項：様式 107 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2008.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 （６）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。	2.5　様式 107、107G、108A、および 108B （１）　１項(a)：VCCI　に登録している会社名及び VCCI が通知した会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）　１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○工場　　**A**サイト （５）　３項：様式 107 の場合はＮＳＡの評価に適用した規格名を選択し記入する。 技術基準(V-3/2009.04)5.3.3.6(1)または 5.3.3.6(2)を参照してください。 （６）３項：様式 107G の場合はサイト評価に適用した方法（いずれか１つ）を選択し記入する。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は原則として「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄の「請求書による支払い」にする。	追加

	2.6 様式 111 （1） １項(a)：測定サイトの寸法条件により短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施した場合は □適用した にﾁｪｯｸ記号を入れる。短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施しなかった場合は □適用しない にﾁｪｯｸ記号を入れる。 （2） １項(b)： ＮＳＡ測定に使用したアンテナの校正を自社で実施したときはそのアンテナの校正方法を記入すること。適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(1) または V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)の場合はアンテナの校正条件が限定されています。付則１－３「2．1．1 測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照して校正を実施してください。 ［記入例］・標準ダイポールアンテナによるアンテナ校正法 ・ＡＮＳＩ Ｃ６３．５による標準サイト法 ・校正されたアンテナを基準とした置換法 ・標準電界法 ・その他（校正方法の名称を記入） （3） １項(c)：ＮＳＡの評価に適用した規格が技術基	2.6 様式 111,111G （1） １項(a)：測定サイトの寸法条件により短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施した場合は □適用した にﾁｪｯｸ記号を入れる。短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施しなかった場合は □適用しない にﾁｪｯｸ記号を入れる。 （2） １項(b)： ＮＳＡ測定に使用したアンテナの校正を自社で実施したときはそのアンテナの校正方法を記入すること。適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6(1) または V-3(2009.04)/5.3.3.6(1)の場合はアンテナの校正条件が限定されています。付則１－３「2．1．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照して校正を実施してください。 ［記入例］・標準ダイポールアンテナによるアンテナ校正法 ・ＡＮＳＩ Ｃ６３．５による標準サイト法 ・校正されたアンテナを基準とした置換法 ・標準電界法 ・その他（校正方法の名称を記入） （3） １項(c)：ＮＳＡの評価に適用した規格が技術基	追加

記-6	準 (V-3/2007.04)5.3.8(2) または (V-3/2008.04)5.3.3.6(2)で、下記条件に該当する場合に記入してください。 30MHz から 1GHz までの周波数範囲を測定軸方向に物理的長さを持つ一つのアンテナ（例：バイコニログアンテナ、バイログアンテナ）で測定し、且つ測定距離が３mで実施するＮＳＡ評価の場合のみ、送受信アンテナエレメント相互間の距離（図１のｄ１，ｄ２）を記入すること。 ｄ１：最も低い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 ｄ２：最も高い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 図１省略 （４） １項(d)：電波半無響室の場合は周波数掃引法によるサイトアッテネーションの確認に使用した広帯域アンテナについて必要事項を記入する。 2.7　様式 109A、109B，110A、110B （１）適用規格名：様式 101 または様式 107 の第 3 項で選択した規格を記入する。 （２）校正条件/アンテナ高さ(h)：適用規格が VCCI	準 (V-3/2008.04)5.3.3.6(2) または (V-3/2009.04)5.3.3.6(2)で、下記条件に該当する場合に記入してください。 ３０MHz から１GHz までの周波数範囲を測定軸方向に物理的長さを持つ一つのアンテナ（例：バイコニログアンテナ、バイログアンテナ）で測定し、且つ測定距離が３mで実施するＮＳＡ評価の場合のみ、送受信アンテナエレメント相互間の距離（図１のｄ１，ｄ２）を記入すること。 ｄ１：最も低い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 ｄ２：最も高い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離 図１省略 （４） １項(d)：電波半無響室の場合は周波数掃引法によるサイトアッテネーションの確認に使用した広帯域アンテナについて必要事項を記入する。 2.7　様式 109A、109B、110A、および 110B （１）適用規格名：様式 101 または様式 107 の第 3 項で選択した規格を記入する。 （２）校正条件/アンテナ高さ(h)：適用規格が VCCI	

	V-3(2007.04)/5.3.8(1) または V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)の場合、自由空間、2m、3mの内、該当するものを記入する。アンテナの校正条件については付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照してください。 （３）校正依頼先（A）／校正実施日：校正依頼先は（A）と書いてある部分に記入すること。 （４）補正値△NSA[dB]：適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(1) または V-3(2008.04)/5.3.3.6(1)の場合、ＮＳＡ評価に使用したアンテナが同調または半波長ダイポールアンテナの何れかによって、Ｖ－３技術基準の付属文書Ｉ表３～表８の中から該当する補正値を選択すること。 適用規格が VCCI V-3(2007.04)/5.3.8(2)または V-3(2008.04)/5.3.3.6(2)の場合は補正値は全て０とすること。	V-3(2008.04)/5.3.3.6 (1) または V-3(2009.04)/5.3.3.6(1)の場合、自由空間、２m、３mの内、該当するものを記入する。アンテナの校正条件については付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照すること。 （３）校正依頼先（A）／校正実施日：校正依頼先は（A）と書いてある部分に記入すること。 （４）補正値△NSA[dB]：適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6(1) または V-3(2009.04)/5.3.3.6(1)の場合、ＮＳＡ評価に使用したアンテナが同調または半波長ダイポールアンテナの何れかによって、Ｖ－３技術基準の付属文書Ｉ表３～表８の中から該当する補正値を選択すること。 適用規格が VCCI V-3(2008.04)/5.3.3.6(2)または V-3(2009.04)/5.3.3.6(2)の場合は補正値は全て０とすること。 2.8 様式 111G （1）５項：ＳＶＳＷＲ測定結果のワースト値を表に記入する。	変更 追加 変更 追加

		(2)６項：６項に指示された資料を添付する。	
記-7	2.8 様式 151、および 152A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３） １項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４） ２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①〇〇〇事業所 **No.1** サイト ②〇〇〇工場 Aサイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日を必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中又は更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報についてはは空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 151、様式 152A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申	2.9 様式 151、および 152A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３） １項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４） ２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①〇〇〇事業所 **No.1** サイト ②〇〇〇工場 Aサイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日を必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中又は更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報についてはは空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 151、様式 152A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申	

	請者の希望する支払方法を選択する。 2.9　様式 157、および 158A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）１項(d)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○工場　　Aサイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日をを必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中または更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報については空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 157、様式 158A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。	請者の希望する支払方法を選択する。 2.10　様式 157、および 158A （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。 本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付してください。 （３）１項(d)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　**No.1** サイト ②○○○工場　　Aサイト （５）３項：FCC 登録（ファイル）番号及びその最新の登録日をを必ず記入すること。 但し FCC へ登録申請中または更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報については空欄でよいが、判明次第ＶＣＣＩへ連絡すること。 （６）３項：様式 157、様式 158A に適用できる技術規格はどちらも ANSI C63.4 です。 （７）「審査料」欄：審査費用の支払方法は「ＶＣＣＩ事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。	

記-8	2.10　様式 201,202A,202B （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に登録証を送付します。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　No.1 サイト ②○○○工場　　Ａサイト （５）２項(b)(c)(d)：認定を受けた試験所認定機関の認定証に記載されている認定番号及び有効期限を記入する。 （６）２項（ｅ）（ｆ）：現在登録されている登録番号とその有効期限を記入する。 但し、今回新規に登録する場合は記入不要。 ３．申請書類のまとめ方 3.1 測定設備等の登録申請書類は登録する設備毎にまとめて、以下の例に示すようなファイリング順とし、書類の順序が乱れないようにクリップ等により束ねて提出する。 以下の説明はオープンサイトの電界強度測定設備を登録申請する場合の例である。 （１）　様式 101	2.11　様式 201､202A､202B、および 201G （１）１項(a)：VCCI に登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。 （２）１項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に登録証を送付します。 （３）１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。 （４）２項(a)：所有設備が複数ある場合には，申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。 例：①○○○事業所　No.1 サイト ②○○○工場　　Ａサイト （５）２項(b)(c)(d)：認定を受けた試験所認定機関の認定証に記載されている認定番号及び有効期限を記入する。 （６）２項（ｅ）（ｆ）：現在登録されている登録番号とその有効期限を記入する。 但し、新規に登録する場合は記入不要。 ３．申請書類のまとめ方 3.1 測定設備等の登録申請書類は登録する設備毎にまとめて、以下の例に示すようなファイリング順とし、書類の順序が乱れないようにクリップ等により束ねて提出する。 以下の説明はオープンサイトの電界強度測定設備を登録申請する場合の例である。 （１）　様式 101	

	（2） 様式 103 （3） 様式 106 以下省略	（2） 様式 103 （3） 様式 106A 以下省略	
キット 運-1	Ｖ－Ａ２／２００６．０４ **キットモジュール運用規程** 2005.04.01 制　　定 2006.04.01 改訂２版 2005.04.01 適用開始 （目　的） 第 1 条　この規程は，情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）を構成するキットモジュール毎に妨害波レベルを設定することで、無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのあるＩＴＥから発生する妨害波を抑制し，健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。 キットモジュール毎に妨害波レベルを設定するので、妨害波レベルの小さいキットモジュールを選択しＩＴＥを構成すれば、ＩＴＥから発生する妨害波が抑制出来る。 協議会は、このキットモジュール運用システムの参加者（以下キットモジュール参加者という）が,自主的に前記目的を達成するための運用規程を以下のように定める。 （キットモジュール運用システムへの参加） 第 2 条　キットモジュール参加者は当協議会の正会員でなければならない。キットモジュール参加者は本運用規程を遵守するに際して、協議会へ「キットモジュール運用システム参	Ｖ－Ａ２／２００９．０４ **キットモジュール運用規程** 2005.04.01 制　　定 2009.04.01 改訂３版 2009.04.01 適用開始 （目　的） 第 1 条　この規程は，情報技術装置（Information Technology Equipment：ＩＴＥ）を構成するキットモジュール毎に妨害波レベルを設定することで、無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのあるＩＴＥから発生する妨害波を抑制し，健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。 キットモジュール毎に妨害波レベルを設定するので、妨害波レベルの小さいキットモジュールを選択しＩＴＥを構成すれば、ＩＴＥから発生する妨害波が抑制出来る。 協議会は、このキットモジュールプログラムの参加者（以下キットモジュール参加者という）が,自主的に前記目的を達成するための運用規程を以下のように定める。 （キットモジュールプログラムへの参加） 第 2 条　キットモジュール参加者は当協議会の正会員でなければならない。キットモジュール参加者は本運用規程を遵守するに際して、協議会へ「キットモジュールプログラム参加	変更 変更

	加申込書」を提出し許可を得なければならない。 ２．キットモジュール参加者が，このシステムに従って妨害波レベル表示したいキットモジュールモデルを出荷する場合は、この規程に従わなければならない。妨害波レベル表示をしないキットモジュールモデルについては、この規程の対象外とする。 ３．このシステムへの参加を中止する場合は、キットモジュール参加者は当協議会へ「キットモジュール参加中止申請書」を提出し許可を得なければならない。参加を中止した場合は、それまでにレベル届出した対象キットモジュールを含めて、キットモジュールにマークを表示して出荷してはならない。	申込書」を提出し許可を得なければならない。 ２．キットモジュール参加者が，このシステムに従って妨害波レベル表示したいキットモジュールモデルを出荷する場合は、この規程に従わなければならない。妨害波レベル表示をしないキットモジュールモデルについては、この規程の対象外とする。 ３．このシステムへの参加を中止する場合は、キットモジュール参加者は当協議会へ「キットモジュール参加中止申請書」を提出し許可を得なければならない。参加を中止した場合は、それまでにレベル届出した対象キットモジュールを含めて、キットモジュールにマークを表示して出荷してはならない。	
キット技-3	**付則　１** **Ｖ－Ａ３／２００６．０４** **キットモジュール妨害波測定 技術基準** 2005.04.02制　　定 2006.04.01改訂２版 2006.04.01適用開始 １．目的 この技術基準は、情報処理装置等電波障害自主規制協議	**付則　１** **Ｖ－Ａ３／２００９．０４** **キットモジュール妨害波測定 技術基準** 2005.04.02制　　定 2009.04.01改訂３版 2009.04.01適用開始 １．目的 この技術基準は、情報処理装置等電波障害自主規制協議	変更

	会（ＶＣＣＩ）が制定する「キットモジュール運用規程」の付則であって､キットモジュール運用システムの参加者がキットモジュールの妨害波レベルの選択を行うための測定に必要な、妨害波限度値、測定方法及び測定設備等に関する技術的条件を定めることを目的とする。 この技術基準の内容を補足するために、付則1-1 「供試キットモジュールの妨害波測定条件」を制定する。	会（ＶＣＣＩ）が制定する「キットモジュール運用規程」の付則であって､キットモジュールプログラムの参加者がキットモジュールの妨害波レベルの選択を行うための測定に必要な、妨害波限度値、測定方法及び測定設備等に関する技術的条件を定めることを目的とする。 この技術基準の内容を補足するために、付則1-1 「供試キットモジュールの妨害波測定条件」を制定する。	変更

規約・規程類改訂 WG.

キット試-1	**付則 1－1** **V－A4／2005．04** **供試キットモジュールの妨害波測定条件** 2005.04.01制　　定 2005.04.01 適用開始	**付則 1－1** **V－A4／2009．04** **供試キットモジュールの妨害波測定条件** 2005.04.01制　　定 2009.04.01 改訂2版 2009.04.01 適用開始	**変更** **追加**
キット試-4	B. 内蔵メモリ B.2. 動作条件 パーソナルコンピュータ等の制御装置を使用して、測定期間中、内蔵メモリの全メモリ領域に対しリードライトを連続で繰り返す。	B. 内蔵メモリ B.2. 動作条件 最も高い放射レベルとなる代表的な使用例に従って、内蔵メモリのリード・ライトを行うこと。	
キット試-5	C. 内蔵ディスクユニット C.2. 動作条件 パーソナルコンピュータ等の制御装置を使用して、測定期間中、内蔵ディスクユニットの全データ領域に対し読み込みを繰り返す。	C. 内蔵ディスクユニット C.2. 動作条件 最も高い放射レベルとなる代表的な使用例に従って、内蔵ハードディスクのリード・ライトを行うこと。	
キット試-7	D. インターフェースボード D.2. 動作条件 パーソナルコンピュータ等の制御装置を使用して、測定期間中、データ通信またはリードライトの繰り返しを行う。	D. インターフェースボード D.2. 動作条件 最も高い放射レベルとなる代表的な使用例に従って、データ通信またはリード・ライトを行うこと。	
